

# 令和2年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和2年第1回臨時会記録

おいらせ町議会 令和2年第1回臨時会記録				
招集年月日	令和2年5月15日(金)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和2年5月15日 午前10時01分 議長宣告			
閉会	令和2年5月15日 午後3時50分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	佐々木 勝	2番	澤上 勝
	3番	馬場 正治	4番	澤上 訓
	5番	木村 忠一	6番	田中正一
	7番	日野口 和子	8番	平野 敏彦
	9番	沼端 務	10番	吉村 敏文
	11番	澤頭 好孝	12番	柏崎 利信
	13番	西館 芳信	14番	松林 義光
	15番	檜山 忠	16番	西館 秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	9番 沼端 務			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	西館 道幸	政策推進課長	柏崎 勝徳
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	成田 光寿
	税務課長	福田 輝雄	町民課長	澤頭 則光
	保健こども課長	小向 正志	介護福祉課長	田中 淳也
	農林水産課長	三村 俊介	商工観光課長	久保田 優治
	地域整備課長	泉山 裕一	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	柏崎 和紀	社会教育・体育課長	松山 公士
	選挙管理委員会事務局長	西館 道幸	農業委員会事務局長	三村 俊介
	監査委員事務局長	赤坂 千敏		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂 千敏	事務局 次長	高橋 勝江
	主任 主査	袴田 光雄		
町長提出議案の題目	1 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について）		
	2 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）		
	3 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）		
	4 承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について）		
	5 承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）		
	6 承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）について）		
	7 承認第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）		
	8 承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について）		
	9 承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について）		
	10 議案第33号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第34号	令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について		
	12 議案第35号	令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について		
議員提出議案の題目				
開 議	午前10時01分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	3 番 馬 場 正 治 議 員			
	4 番 澤 上 訓 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長  (議員席)	おはようございます。 会議に入る前に、議員の皆様へお諮りいたします。 新型コロナウイルス対策について、去る5月12日の議会運営委員会で協議した結果、今年度に予定していた委員会の視察研修等を見送り、中止したいと考えております。このことについて承認することにご異議ございませんか。  **なしの声**
開議宣告	西館議長	異議なしの声がありましたので、そのように決定いたします。 それでは、ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。  (開会時刻 午前10時01分)
議事日程報告	西館議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、本日は、9番沼端 務議員は欠席であります。 また、新型コロナウイルス感染防止対策として密集を防ぐため、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員には出席の自粛をしていただきましたので、その旨ご報告いたします。
会議録署名議員の指名	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、3番、馬場正治議員及び4番、澤上 訓議員を指名いたします。
会期議題	西館議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期、決定の前に議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いいたします。議会運営委員長。

諸般の報告	松林議会運営委員長	<p>議会運営委員会より報告をいたします。</p> <p>去る5月8日告示、本日招集されました令和2年第1回おいらせ町議会臨時会の会期等について先般5月12日午前10時から議会運営委員会を開催し審査した結果、本臨時会の会期は別紙配付の会期及び審議予定表のとおり、本日5月15日の1日とすることに決定いたしました。本日15日金曜日は、議案等の一括上程及び議案審議となります。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、同委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます委員会報告といたします。</p>
	西館議長	<p>議会運営委員会の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日5月15日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日5月15日の1日とすることに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>初めに、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりで。ご了承ください。</p> <p>なお、本臨時会の会期中は円滑な議案審議及び広報写真撮影のため関係職員が議場内を出入りすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
西館議長	<p>日程第4、議案の一括上程について。</p> <p>承認第2号から第10号及び議案第33号から第35号までの以上12件を一括上程いたします。</p> <p>初めに、町長から提案理由の説明を求めます。演壇にてお願いいたします。町長。</p>	
提案理由の説明	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。</p> <p>議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして誠</p>

	<p>にありがとうございます。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、承認第2号、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。その主な内容であります。地方税法等の一部改正に伴い、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第3号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ等所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第4号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除等の適用期間を延長する改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第5号、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から743万1,000円を減額し、予算の総額を99億6,861万3,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では教育費における給食材料費の減額をはじめとし、事業の完了や事業費の精査により減額または増額を行ったものであります。</p>
--	---

	<p>一方、歳入では、特別交付税及び地方消費税交付金など金額の確定等により増額または減額を行ったほか、繰入金では歳入歳出財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第6号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,037万6,000円を追加し、予算の総額を24億7,812万9,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では収支見込みにより国民健康保険事業基金積立金を増額し、歳入では交付決定により県支出金を増額したほか、国民健康保険事業基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第7号、令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に83万9,000円を追加し、予算の総額を1,998万6,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出ではふるさと応援寄附金に係る一般会計繰入金の増額及び貸付金収入の増額に伴い、奨学基金積立金の増額を行い、歳入では一般会計繰入金及び貸付金収入を増額したものであります。</p> <p>次に、承認第8号、令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額10億5,683万6,000円は変更ありませんが、歳入の内訳を一部変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。事業債の精査による減額に伴い、一般会計繰入金を増額調整したものであります。</p> <p>なお、第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定により1件の限度額を変更したものであります。</p> <p>次に、承認第9号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算</p>
--	---

	<p>の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に25億3,511万4,000円を追加し、予算の総額は127億981万4,000円としたもので、去る4月24日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、国の新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策として実施する特別定額給付金及びその支給に要する事業経費を新たに追加したものであります。一方、歳入では、特別定額給付金給付事業費補助金及び事務費補助金を追加したものであります。</p> <p>次に、承認第10号、おいらせ町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る5月1日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予の特別措置を設ける等所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、議案第33号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症への感染等により労務に服することができない期間が生じ、給与収入が減少した被保険者に対し傷病手当金を支給することとし、条例において必要となる規定の追加を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第34号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は既定予算の総額に1億3,816万2,000円を追加し、予算の総額を128億4,797万6,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容であります。新型コロナウイルス感染症への対策として町独自のものを含む対策費の予算措置を行うものであり、総務費の学生応援給付金をはじめとし、民生費の子育て世帯への臨時特別給付金、労働費の特別緊急雇用奨励金、農林水産業費の農林水産業定額給付金、商工費の事業継続支援給付事業費補助金及びテナント料等助成金交付事業費補助金などを追加するものであります。</p>
--	--

	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>一方、歳入の主な内容であります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金など国庫支出金を増額したほか、繰入金では歳入歳出財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症への対策については、本予算案を第1弾としておりますが、既に第2弾の検討を進めているところであり、第2弾については事業継続支援給付事業の対象者拡大や、新型コロナウイルス特措法に基づく県の休業要請に応じた店舗に勤務し、収入が減った町民に対する給付などを検討しているところであります</p> <p>来月開会予定の定例会において、第2弾の関連予算案を提案するに先立ち、来る5月22日開催予定の議員全員協議会でその内容をご説明したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、議案第35号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に60万円を追加し、予算の総額を25億3,254万6,000円とするものであります。</p> <p>その内容であります。歳出では新型コロナウイルス感染症への対策として支給する傷病手当金を追加し、歳入では県支出金を増額するものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>総務課長。</p> <p>今の提案理由で訂正箇所がございますので申し上げます。</p> <p>7ページの上から2行目のところで特別定額給付金及びその支給に要する事業経費と申し上げましたけれども、これは事務経費ということで訂正いたします。</p> <p>同じく7ページの下から2行目、徴収猶予の特例措置と申し上げるべきところ特別措置と申し上げましたので、これを訂正したいと思います。</p>
--	-------------------------------------	---

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>続きまして、9ページ、上から2行目になりますが、農水産業定額給付金のところを農林水産業定額給付金と申しあげましたので、林の部分がなくなりまして訂正となります。</p> <p>続きまして、10ページ一番上段になりますけれども、議員全員協議会の日程の件ですけれども、5月22日の開催予定と申しあげましたが、25日の開催予定ということで訂正させていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。税務課長。</p>
	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和2年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、去る令和2年3月31日付でおいらせ町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、63ページをご覧ください。</p> <p>第1条ではおいらせ町町税条例の改正を行っております。</p> <p>町民税では未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しをするため、第24条個人の町民税の非課税の範囲及び第34条の2所得控除の規定中、寡婦を独り親に改め、64ページ下段をご覧ください。第36条の3の2、65ページに移ります。第36条の3の3の見出し中、扶養親族等申告書を扶養親族申告書に改め、単身児童扶養者に該当する場合の記載を不要とする改正を行い、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を1つにする子を有する単身者について、同一の独り親控除</p>

		<p>を適用するなど、所要の改正をしたものであります。</p> <p>66ページをご覧ください。</p> <p>固定資産税では所有者不明土地等に係る固定資産の課税上の課題に対応するため、第54条固定資産税の納税義務者等の規定に、所有者の存在が不明である場合使用者を所有者とみなし課税できる規定を追加し、69ページの下段をご覧ください。</p> <p>第74条の3として、相続登記前の現所有者の申告をさせることができる規定を追加し、所有者情報の円滑な把握と課税の公平性を確保するなど所要の改正をしたものであります。</p> <p>70ページ、下段をご覧ください。</p> <p>町たばこ税では、軽量な葉巻たばこの課税方式を見直しするため、第94条たばこ税の課税標準の規定中、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算するなどの規定を追加するなど、所要の改正をしたものであります。</p> <p>72ページ、下段をご覧ください。</p> <p>附則に規定する特例規定では、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の規定中、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるなどの所要の改正を行うとともに、74ページ、下段をご覧ください。</p> <p>附則第6条以降、特例規定の適用期限を規定する条項における改元に伴う改正等をしたものであります。</p> <p>86ページをご覧ください。</p> <p>第2条では、地方税法の改正に伴い、第19条納期限後に納付または納付する税金または納入金に係る延滞金の規定をはじめ、規定中に引用する地方税法の条項ずれなどの規定の整備をしたものであります。</p> <p>飛びまして、98ページをご覧ください。</p> <p>第3条では、平成31年おいらせ町条例第5号おいらせ町町税条例の一部を改正する条例を、地方税法等の改正に伴う規定の整備及び改元に伴う所要の改正をしたものであります。</p> <p>また、102ページから110ページまでの附則第8条から附則第11条における改正は、改元に伴う所要の改正をしたものであります。</p> <p>13ページにお戻りください。</p> <p>13ページ中段、この改正条例の施行日については附則第1</p>
--	--	---

		<p>条において令和2年4月1日と定め、町たばこ税の改正を2段階で行うため、同条第1号で第1条中の当該改正規定を令和2年10月1日、同条第3号で第2条中の当該改正規定を令和3年10月1日とし、同条第2号では第1条中の町民税における独り親控除の適用等をする改正規定を令和3年1月1日とし、同条第4号では第2条及び附則第4号の改正規定を令和4年4月1日とそれぞれ定めたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
西館議長		説明が終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
西館議長		なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		初めに、原案に反対する者の討論を許します。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
西館議長		なしと認め、討論を終わります。
		これから承認第2号について採決をいたします。
		本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
西館議長		異議なしと認めます。
		よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
		日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
		本件は、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。
		当局の説明を求めます。
		税務課長。
		それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。
		議案書19ページをご覧ください。
		本件は、令和2年度税制改正による国民健康保険法施行令の
当局の説明	税務課長	
	(福田輝雄君)	

		<p>一部改正に伴い、課税限度額の引上げ等の改正を令和2年4月1日から施行するため、去る3月31日付でおいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>その内容につきましては、添付資料の新旧対照表でご説明いたしますので、111ページをご覧ください。</p> <p>第2条では、基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げる改正を行い、第23条では減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直しするため、所得の算定における被保険者数の数に乗ずる金額を、第2号の5割軽減については28万円を28万5,000円に、112ページをご覧ください。第3号の2割軽減においては51万円を50万円にする改正を行い、附則第13号及び第14号では土地基本法等の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を規定した租税特別措置法第35条の3第1項を追加する改正を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。8番平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけ教えてください。</p> <p>課税限度額の引上げが今回の改正なわけですがけれども、これによって納税者は税金が納税額が変動ありますか。幾ら金額引上げになっていくのか。ここだけ教えてください。</p>
答弁	<p>西館議長  税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>基礎課税額に係る課税限度額の引上げについては、毎年若干ずつ引き上げてきているところになります。例えば、現年度の景気等により多少の世帯数の増減はあると思われまけれども、賦課限度額の引上げによる影響については、限度額を引き</p>

		<p>上げることによって、要は高額の人たちは金額上がります。その部分については現在大体最高額で納付していただいている方については昨年度末の段階で76世帯、全体の2.28%の方々が若干支払額が増える形にはなりません。</p> <p>もう一つの軽減の引上げも同時に行っておりまして、そちらの軽減を受ける方については、引上げ額が大きくなることによってこれまで対象とならなかった方々が対象となるという形になりますので、その辺の上限は上がりますけれども、軽減を受ける方々が増える形になりますので、その辺の形にはなっています。</p> <p>軽減を受ける方につきましても、例えば5割軽減であれば529世帯、全体の15.89%、2割軽減に係りましては441世帯、全体の13.2%の方々が軽減を、今現在受けていますので、その軽減受ける方々も割合も若干増える形にはなってくると思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第3号について採決をいたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について承認を求め</p>
	西館議長 (議員席)	
	西館議長 (議員席)	
	西館議長 (議員席)	
	西館議長	
	西館議長	

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>る件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。税務課長。</p> <p>それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書22ページをご覧ください。</p> <p>本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除等の適用期間を延長する改正を令和2年4月1日から施行するため、去る3月31日付でおいらせ町地域活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。</p> <p>その内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明しますので、114ページをご覧ください。</p> <p>第2条上段、課税免除の適用期間である平成32年3月31日を令和4年3月31日に改め、2年間延長する改正を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第4号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについ</p>
--------------	---	---

<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>てを議題といたします。</p> <p>本件は、令和元年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、承認第5号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は25ページから31ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額から743万1,000円を減額し、予算の総額を99億6,861万3,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和元年度一般会計補正予算（第6号）に関する説明書（令和2年3月31日専決）をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容をご説明いたしますので、15ページをお開きください。</p> <p>15ページは2款2項1目企画総務費の25節ふるさと応援寄附金積立金254万4,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の金額確定に伴い計上したものです。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費19節ハートピア助成金242万9,000円の減額は、事業費の確定により計上したものです。</p> <p>また、25節ハートピア基金積立金260万3,000円の増額は、確定したハートピア助成事業の残額を基金に積み立てるため計上したものです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>8款3項4目公共下水道費28節公共下水道事業特別会計繰出金270万円の増額は、当該特別会計における財源精査により計上したものです。</p> <p>9款1項3目災害対策費の25節東日本大震災復興交付金基金積立金323万4,000円の増額は、復興交付金の追加交付分を基金に積み立てるため計上したものです。</p> <p>21ページに移ります。</p> <p>10款1項2目事務局費の20節子育てのための施設等利用給付費327万9,000円の減額は、給付見込みにより減額</p>
--------------	---------------------------	--

		<p>したものです。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>10款5項3目学校給食運営費11節給食材料費1,100万円の減額は、3月の臨時休校による給食提供停止に伴い、不用額を減額したものです。</p> <p>そのほか各款にわたって計上しました増減は、3月補正予算の編成時点で精査が困難なものや、特定財源と関連する経費のうち必要なものに限り予算の変更を行ったものです。</p> <p>次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前のほうに戻りまして4ページをご覧ください。</p> <p>4ページの2款2項1目自動車重量譲与税1,214万6,000円の増額は交付額確定により計上したものです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>6款1項1目地方消費税交付金3,171万7,000円の増額は、交付額確定により計上したものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>10款2項1目子ども子育て支援臨時交付金1,741万8,000円の増額は交付額確定により計上したものです。</p> <p>11款1項1目特別交付税5,284万3,000円の増額は交付額確定により計上したものです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金1億4,659万9,000円の減額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整により計上したものです。なお、この減額により、当該基金の令和元年度末残高見込みは、平成30年度末と比較して8,673万7,000円減の14億92万3,000円となりました。</p> <p>このほか、各款にわたって計上しました増減は、3月補正予算の編成以降に交付額が確定したもの等について予算の変更を行ったものです。</p> <p>ページが後ろのほうに飛びます。</p> <p>23ページから25ページをご覧ください。</p> <p>こちら債務負担に関する調書は、事業費の変更に伴いその内容を反映させたものになっております。</p> <p>そして、27ページから28ページの補正予算主な内容は、参考としてただいま申し上げた内容のほか、主要な経費等の個</p>
--	--	---

		<p>別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。一般会計補正予算（第6号）に関する説明書3ページから14ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>7ページの地方交付税、特別交付税が5,280万3,000円計上されてあります。これは専決になってはいますが、今年度は雪が降ったところは特別な事情というものには何か加味されたものがあったらお知らせいただきたいと思えます。算定の。</p>
	西館議長	<p>財政管財課長。</p>
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えいたします。</p> <p>特別交付税で措置されるものについては幅広にございますけれども、今平野議員からのご指摘がありました除雪対象経費もその経費になっております。ちなみに、特別交付税の算定基礎についてはもっと多く上げているものですが、昨年度全国的に大雨災害等ございましたので、そちらに重点配分されるということで、当町については計上した数値よりも削減されて交付されているところでございます。</p> <p>なお、こちら、昨年と比べましても減額されているという傾向になっております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>8番。</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>今、課長の答弁ですと、当初計画、計算した額よりも削減されているんだということで、昨年の大雨災害は西日本、様々全国各地であったわけですが、当町はそういう意味では比</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>較的被害がほとんど見られない。町独自の特別な、例えば災害以外でもその事業、他の自治体にないようなその事業展開をするとか、そういうものも特別交付税の算定の枠の中に入っているのではないかと思うんですけども、当初はどのぐらい積算を見込んであってこういう減額になったのか。分かったら教えていただきたいと思います。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>すみません、積算数値については手元にございませんで、後ほど調べてお知らせしたいと思います。</p> <p>ちなみに、算定に上げているものについては、今先ほど答弁しました除雪事業費のほか、例えば町の公共交通に対するものでありますとか、あとは病院事業会計に対する繰出金でありますとか、全国画一的には行っていませんが、国がこの交付税で見るといったような経費につきまして、項目については非常に多くございまして、それらを積み上げて国に報告をして交付を受けるという流れになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>8番、よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出全款及び債務負担に関する調書についての質疑を受けます。説明書15ページから25ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。15番、檜山 忠議員。</p> <p>15番議員、ちょっと待ってください。マイクが入っていないので。</p> <p>15番、どうぞ。</p>
<p>質疑</p>	<p>15番</p>	<p>19ページの6款農林水産業費なんですけど、2項の林業費の</p>

答弁	<p>(檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>ことでの林業総務費188万2,000円ですか。これの使い道的なのを教えてください。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>結論から言いますと、今現在はこの譲与税で入ってくる基金については積み立てしている状況になっています。用途につきましては、今年度中に用途を検討しまして来年度以降実施という流れで考えております。用途については、全国的な話になりますけれども、例えばこの譲与税の目的が森林資源の温室効果ガス排出削減ですとか、災害防止ということで市町村においてはそのための森林整備ですとか、それ以外にも柔軟に活用できる財源ということになっておりましたので、当町においても例えば森林の間伐ですとかあとは人材育成、そういった林業に対する担い手の育成とか木材利用ということで木材、実際に間伐で出てきた木材の活用の促進とか、あとはそういった普及啓発とか森林整備とか、それ以外にも様々役立てられるものになっておりましたので、それを踏まえて今年度検討していきたいと思っております。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>これ、植林とか、そういうのにも使われていますか。今から始めようとしているようですけれども、その植林とかそういうのにも使われるのかどうか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>植林についても使うことは可能です。植林ということで、例えば間伐した後に木を植えて、木を植えたことによって災害防止とか、そういったものになりますし、あとは新たな森林整備ということにもつながってまいりますので、それは可能ということになっております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>この使い方はどういうふうになるんですか。使い方というのは植林をしたいというときには、個々で農林課に行って話を して補助を受けるとかということになるんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>植林の仕方は、組立て方によると思いますけれども、例えば町で植林する場合は、当然町で自営で行います。例えばそういった、これからのお話になりますが、地域で植林をしたいとかいうことであれば、町でそういう制度、補助制度なり設けて助成する形態になっていくのかなと思っております。いずれにしても、町だけでなくいろんな団体への助成ですとか、いろんな森林資源の保全ですとか、様々な部分で役立てられるということですので、その辺は植林するということであれば地域の方がやるというのであれば町でそういう補助制度なりを設けてという形になるかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳出全款及び債務負担に関する……8番。</p> <p>3点お伺いします。</p> <p>15ページのところ、ふるさと応援寄附金基金が積み立て254万4,000円ありますけれども、一般寄附では283万9,000円が収入見ておりますけれども、差額とそれからふるさと応援寄附金の残額が2,384万円がいいのか。金額の確認をしたいと思います。</p> <p>それからもう1点、20ページのところですが、東日本大震災復興交付金積立金が323万4,000円とありますけれども、これについては東日本も結構年数がたっているんで</p>

		<p>すけれども、どういう形で積立ての財源が入ってきているのか。これを説明を頂きたいと思います。</p> <p>最後、22ページのところですけれども、公債費のところを見ますと補正額がゼロなんですけれども、財源調整で22万3,000円、その他から一般財源に振替になっていますけれども、これは最初特定財源、何を充ててあったのか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、ふるさと応援寄附金の積立金と収入の差額は何かということのご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>こちらにつきましては、今回歳入として補正をいたしました寄附金の額が283万9,000円の増額ということでございますが、今回積立てに計上した歳出の予算につきましては254万4,000円ということで、その差額につきましては奨学資金の会計に繰り出しをする分、こちら増額をしておりますのでその分が増額になりまして、そちらについては21ページの10款1項2目の繰出金というところに29万5,000円計上しておりますので、こちらの29万5,000円と積立金の254万4,000円を足していただきますと収入の額に落ちるということになります。</p> <p>それから、積立金の残高ということのご質問でございますけれども、令和元年度末の残高の見込みでございますが、4,032万6,085円ということで見込みを立てております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>私は20ページの消防費の東日本大震災復興交付金基金積立金323万4,000円についてお答えいたします。</p> <p>実は、こちらは歳入でございますと10ページ、消防費国庫補助金のところに東日本大震災復興交付金323万4,000円、同額のものがあります。こちら、関連があるものでございます</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	

		<p>が、国から交付される復興事業ということで、当町では災害公営住宅の家賃低減軽減事業に充ててございます。今年度で終わりになりますが、今回令和元年度で国庫から受けて基金に積立てし、今年度の家賃軽減事業になっているものでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは22ページの公債費の財源のことについてご質問がございました。公債費の特定財源の減額、そして一般財源の振替といったことについて説明をというご質問です。公債費のこのたびの特定財源の減額については、歳入の補正とも関係がありますが、歳入の補正において事項別明細書8ページから9ページに、町営住宅の使用料関係の減額について掲載しております。基本的に、特定財源の減という部分については、この町営住宅使用料の減額と連動したものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>1点だけ。東日本大震災については、町営住宅の入ってきたものが家賃の軽減に充てていくんだということで充てているんだということですが、交付金の基金そのものはそうすると積立てしているわけですから、どのぐらい来年で令和3年で終了するような説明ですけれども、そうすると残金が残るんですか。ゼロになるんですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>先ほどもお知らせいたしましたが、国からの復興交付金事業につきましては今年度で終わることになります。残額はすみません、今手元にはございませんが、余ったものは全て国に返すことになります。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長  8番 (平野敏彦君)	答弁漏れですか。8番。  そうすると、もらって国から交付されてきているわけですから、それを満額使っていないという解釈なんですか。残ったものは返すということで。じゃあ軽減する、される人についてはもっといい意味で100%活用する方法を考えられなかったのか。残額が大体どのぐらいとか、そういうの分からないですか。
答弁	西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)	まちづくり防災課長。  すみません、詳細な金額まで今手元にございませんで後でお知らせいたしますが、国の交付金事業につきましては充当する事業が決まっておりますので、これまで交付される分はそれぞれたまってきて充当する事業にそれぞれ充当しているものでございますが、余ったものにつきましては全て返さなきゃいけないことになっておりますので、そういったほうも今年度で精算して国に返すこととなります。  以上です。詳細な額につきましては後ほどお知らせいたします。
質疑	西館議長  1番 (佐々木 勝君)	ほかにございせんか。1番、佐々木 勝議員。  15ページの町活性化対策費のハートピア助成金なんですけど、これって減額でその説明書というか、内容見ると減額に当たってこれって減額したということは申請がなかったということですか。まず1点、それをお願いします。
答弁	西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)	まちづくり防災課長。  お答えいたします。  ハートピア助成金、それから積立金はそれぞれ関連がございしますが、もともと財源といたしましては県の市町村振興協会から宝くじの収益金を配分されて毎年大体1,000万円ぐらいずつ入ってくるようになります。それを基に、原資にまちづくり団体、それから町内会等に活動助成しているものでござい

質疑	<p>西館議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>す。昨年度の実績でいきますと 2 5 7 万 7 8 9 円、件数にして 2 0 件の助成をいたしました。それは当初 5 0 0 万円予算措置していたものを精査して、今回減額 2 4 2 万 9 , 0 0 0 円減額して実績の 2 5 7 万 1 , 0 0 0 円にして、残ったものを基金に積立てしたというものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>すみません、残ったものというか経験上なんですけど、もう少し活性化させるために積立金に回すのもいいんでしょうけれども、町内会に活発化させるためにはもう少し申請のあり方を考えてもっと、というのは町内会でもほとんど金がないというのがほとんどですから、それを利用して活性化につなげていける方向に考えていただければと思いますので、今年と言わず下期でもそういった対策を考えてほしいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>ハートピア助成金の活用に関することですが、こちらのは年に 2 回、年度で言いますと上半期と下半期に分けて事業募集をしております。広報等でお配りしたり、それから町内会長会議等でご案内しているところでございます。一応対象事業の条件等もございましてそれを応募、募集していただいた上で審査会で助成決定しているものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳出全款及び債務負担に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p>

答弁	(議員席)	討論ありませんか
	西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第5号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	西館議長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時00分)</p>
	榎山副議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p>
	榎山副議長	<p>議長に代わり副議長が暫時議事を進行いたします。</p>
	榎山副議長	<p>ここで、まちづくり防災課長より、8番平野議員からの質疑について答弁漏れがあり答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>先ほど、平野議員のご質問で答弁漏れがございましたのでお答えいたします。</p> <p>国からの東日本大震災復興交付金の基金の残高の関係でございますが、きょう現在で、1,000円未満は略しますが、795万6,000円ございます。残額が795万6,000円ございます。</p> <p>令和元年度分の繰入れをまだ処理してございません。それが400飛び飛び6,000円でございます。残額が令和2年度、今年度に行く分が395万円ございますが、こちらは全て災害公営住宅の家賃低減事業に充当することになりますので、結果的には残らないということになります。先ほど答弁できず申し訳ございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
	榎山副議長	<p>それでは、日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>本件は令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>それでは、承認第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の32ページから35ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書1ページから6ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,037万6,000円を追加し、予算の総額を24億7,812万9,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、収支見込みにより財源調整を行った結果、基金積立金を増額したものであります。</p> <p>次に、歳入であります。県支出金の特別交付金につきましては交付決定により増額、繰入金の国民健康保険事業基金繰入金につきましては財源調整の結果減額、諸収入につきましては収入見込額により増額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正の全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。特別会計補正予算に関する説明書、3ページから5ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第6号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
--------------	--	--

当局の説明	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	檜山副議長	<p>日程第10、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	学務課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の36ページから39ページ、特別会計補正予算に関する説明書の7ページから10ページになります。</p> <p>本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,998万6,000円としたもので、去る3月31日に専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容について申し上げますと、歳出についてはふるさと応援寄附金及び貸付金収入の増額に伴い、基金積立金を83万9,000円増額するものです。一方、歳入におきましてはふるさと応援寄附金の一般会計繰入金を29万5,000円増額し、貸付金収入を54万4,000円増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	檜山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。特別会計補正予算に関する説明書9ページから10ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 檜山副議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b> なしと認め、討論を終わります。 これから承認第7号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席) 檜山副議長	<b>**なしの声**</b> 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	檜山副議長	日程第11、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (泉山裕一君)	それでは、承認第8号についてご説明申し上げます。 議案書の40ページから44ページ、別冊の補正予算に関する説明書の11ページから15ページをご覧ください。 本件は、既定予算の総額10億5,683万6,000円に変更はありませんが、歳入の内訳を一部変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。 その主な内容であります。補正予算に関する説明書の14ページの歳出の元金利子の地方債の欄で説明いたしますので、ご覧ください。 町債償還元金は精査により増額し、町債償還利子は公共及び流域未利用分の算定において、資本費平準化債等の事業債を差し引くほか、1日平均汚水流入量を平成29年度の実績から平成30年度の実績に見直したことにより減額したものであります。このため、事業債の減額に伴い一般会計繰入金を増額調整したものであります。 なお、第2表の地方債補正につきましては、事業費の確定により1件の限度額を変更したものであります。

<p>当局の説明</p>	<p>梶山副議長  (議員席)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正の全般及び第2表、地方債補正についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書及び地方債に関する調書により行います。特別会計補正予算に関する説明書13ページから15ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>梶山副議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全般及び地方債についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>梶山副議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第8号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
	<p>梶山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>梶山副議長  財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>日程第12、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、承認第9号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、45ページから48ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に25億3,511万4,000円を追加、予算の総額を127億981万4,000円としたもので、去る4月24日付で専決処分を行ったものです。</p>

	<p>檀山副議長</p>	<p>なお、本補正予算は新型コロナウイルス感染症への国の緊急経済対策と実施する特別定額給付金の給付に係る予算措置を行うもので、一刻も早い着手が必要な事業であるため専決処分の対応としたものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書（令和2年4月24日専決）をご用意ください。こちらで歳出の主な内容をご説明します。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>2款1項1目一般管理費18節特別定額給付金25億2,500万円の追加は、特別定額給付金として全町民に一律10万円を給付するため計上したものです。そのほか、各節にわたり計上した金額は、特別定額給付金の給付事務に係る必要経費として計上したものです。</p> <p>次に、歳入の内容についてご説明します。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>15款2項1目特別定額給付金給付事業費補助金25億2,500万円及び特別定額給付金給付事務費補助金967万4,000円の追加は、特別定額給付金の給付に係る国庫補助金として計上したものです。</p> <p>また、19款2項1目財政調整基金繰入金44万円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源として計上したものです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>こちらは給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映させたものとなっております。</p> <p>それから、7ページの補正予算主な内容は参考としてたゞいまご説明した内容のほか、主要な経費の個別説明を掲載したものとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから、第1表、歳入歳出予算補正の歳入歳出全般及び給与明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。一般会計補正予算（第1号）に関する説明書3ページから5ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。14番、松林議員。</p>
--	--------------	--

<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>まず、特別定額給付金の事業費の補助金、これは我が町にいつ頃入金される予定なのか。それが第1点であります。</p> <p>そして、この補助金は実績で交付されるのか。あるいは住民基本台帳に登録している方々で入金、補助金交付されるのか、それをお伺いいたします。</p> <p>併せて、時間外勤務手当94万円計上しております。これはほとんど国から来るお金であります。この時間外勤務手当、15日以降、明日からですか、今日からですか、みなくる館、または交流センター、北公民館等で土日もやるということで時間外手当がつくと思いますけれども、これには上限があるのかどうかお伺いいたします。</p> <p>それから、昨日書類が届きました。スピード感を持ってやるという話であります。これは一番早い人で一番早く書類を申請していつ頃、2週間程度って書いていますけれども、書類が整備されて役場に届いて本人の口座に入るのが、一番早くてどのくらいの日数を必要とするのかお伺いいたします。</p> <p>それから、5月8日、本部会議ですか、年内実施予定の町主催のイベントについては中止あるいは延期する。また町と共催するもの、実行委員会とつくっているもの、補助金団体等においては各団体において町から中止あるいは延期を要請すると、5月8日の本部会議でこれを議論するという事になっておりますけれども、その結果どのように話し合われてどのような事になったのかお伺いいたします。</p> <p>もう1点、5月1日に六戸町の不動産産業オーテーケですか、建築業ニイヤマハウスから当町に1,000枚のマスクが寄贈されたという新聞が報道されておりますが、その1,000枚のマスクがどのように活用されたのかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>梶山副議長  政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>答弁。政策推進課長。</p> <p>それでは、松林議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、こちらの給付金25億2,500万円でございますが、こちらの補助金の入金予定は実績交付か、人口によってかとい</p>

	<p>うことでのご質問でございますが、まずは25億という大きなお金を支払うということになりますので、町のお金そのものも対応しなければならないということもありますので、国には概算払いの請求をしております。確実な日には分かりませんが、20日前後に大体25億円の概算払いが国からある予定となっております。また、最終的には交付実績に伴って精算をして足りなければもらうことになりまして、多ければ返すという形になりますけれども、最終的には実績による交付ということになります。</p> <p>2つ目ですが、時間外勤務手当94万円計上させていただいておりますけれども、実は94万円で不足するということが想定されて、次に議案に上げておりますが、5月15日の補正にもさらに追加で時間外を計上させていただいております。基本的には、今回の給付金に関しては今日から交流センター、北公民館、みなくる館、3か所での窓口での受付ということもやっております。土日もやるということになりまして1日30人体制で、ずっと受付事務を続けていきたいと考えております。</p> <p>基本的には、土日に関しては8時間勤務でございますので8時間分の時間外を。それから平日に関しては、仮に5時以降残業をする必要があれば大体3時間ぐらいまでということで、上限というわけではありませんけれども、ルールを決めて一応は執行していく予定にしております。</p> <p>それから、次に、一番早い人でいつ支払いがなされるのかということのお問合せでございますが、実は書類を郵送する前に既にマイナンバーカードをお持ちの方に関しては、5月2日からマイナンバーカードによるオンライン申請というのを始めております。こちらの方につきましては、早い人で5月14日、昨日から送金をしております。</p> <p>それから、今回申請書をお届けしてお手元に届いた方が町に申請をした場合に、5月17日まで日曜日までに役場で受理したのものに関しては、早い人、5月28日にお支払いということになります。期間は17日、あさって日曜日ということで大分期間は短いんですが、一気に大量に申請書が役場に届くということが想定されますので、その処理とチェックあるいは処理等に時間がかかる関係で、大体その間11日間くらい、日数が必</p>
--	---

答弁	<p>檀山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>要になるということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>一応、私からは以上になります。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>私から最後の2つのご質問です。イベントの関係とマスクの関係、この2つお答えいたします。</p> <p>まず、イベントの取扱いの関係でございます。先ほど議員がおっしゃったとおり、5月8日開催のコロナウイルス感染症の対策本部の中で決定いたしております。内容としましては、年内に開催するものについて、町が直接主催するものは中止または延期、町が共催、実行委員会、補助団体等が行うものについては中止または延期を要請するというので、決定をしております。</p> <p>なお、各団体への要請は、今週月曜日に文書にて要請文を发出しているところでございます。</p> <p>2つ目、マスクの関係であります。おっしゃるとおり、5月1日にニイヤマハウスさんから不織布マスク1,000枚、ご寄附をいただいております。こちらはまだ町の備蓄用に置いている状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檀山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>先ほど一番早い人でいつかということのご質問に対して、28日が一番早い人ですということでお答えをいたしました。</p> <p>それ以降のお支払いにつきましては、毎週水曜日に送金するというので、毎日毎日支払うということではなくて毎週水曜日ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檀山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>所管がまちづくり防災課となっているんですけども、なぜまちづくり防災課なのかいまだに分かりませんが、今答</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>弁を2人しておりました。</p> <p>それはいいとして、15日、今日から3人体制で執務を行っているということは、会計年度任用職員を4人採用しますとなっておりますけれども、この4人の採用は確保されているのか。この方々も出向いてこの職務に当たるのかどうか。どの課で方々が3人、みなくる館とか北公民館とか出向いていくのか。その体制についてもお伺いしたいと思います。</p> <p>それから20日頃、25億円が概算で請求しているから25億円のお金が我が町に入ってくるとなると、全く心配しなくてもいいわけですね。結局、金融機関から一時的にお金を借入れすることはあり得ない。あくまでも、国から来る金で処理すると認識してよろしいですか。もう一度確認したいと思います。</p> <p>それからこのイベント、年内のイベントは町のイベントはもう中止すると、このように捉えて結構なのかどうか。また後で検討するとかとなるのか。実行委員会とか補助金もらっている団体、恐らく町側が自粛しますとなれば、例えば鮭まつり、将棋まつり、生涯学習まつり等々は、私は役場がほとんど協力していますので、役場職員がほとんど協力しておりますので、私が延期すると思いますけれども、役場主催のイベントは中止すると断言するわけですか。お伺いいたします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>会計年度職員の確保の状況等についてのお問合せでございますけれども、会計年度職員につきましては4名の採用をしたく、ハローワークをお願いをして募集をしておりました。つい昨日、3名の方が申し込みがあったということで、その3名の方を採用するということで来週月曜日から来ていただくということにしております。体制といたしましては、各窓口に行って受付をするのではなくて、来た書類等をチェックしたりとかあるいは入力作業をしたりということをお願いをする予定にしております。</p> <p>2つ目の補助金の概算の件でございますけれども、20日前後に25億というお金が入ってきますので、一借は不要と考え</p>
-----------	--	--

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>ております。</p> <p>以上です。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>イベントの関係でございます。イベントの取扱いにつきましては年内中止または延期ということで取決めをしているところでございます。各団体等がそれぞれ主催しているイベントにつきましては、町から要請文を出しましたので、それに基づいて正式なものはそれぞれの団体で決めることになろうかと思いません。</p> <p>特に、祭り関係ですと観光協会の所管になりますでしょうし、教育委員会の社会教育・体育館で所管しているイベント等も様々ございますので、今後そちらの団体で決めていって最終的な取扱いを決定することになろうかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>わかりました。</p> <p>イベントですね。町が主催するイベント、中止、延期すると今、話です。そのときに、例えば実行委員会、補助金をもらっている団体等が仮にやりたいと、やりますと決めた場合、町の職員の協力はあるのかどうか。協力するのか。まず1点お伺いします。</p> <p>それから、マスク、せっかくニイヤマハウスからマスクを頂戴しております。有効に活用すべきであると思っておりますけれども、備蓄に回しているという話です。活用しないんですか。お伺いします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>マスクの関係についてお答えいたします。</p> <p>確かに、ニイヤマハウスさんから貴重なマスクを頂きました。活用することでも確かな声でございます。</p>

		<p>ただ、町で現在ストックがなかなかたまっていない状況でございます。町で実際、町が独自に発注して購入した分も6,000枚ございますが、実はそちらは先般の議員全員協議会の際にもお知らせしましたが、妊婦と内部障害の方々には不織布マスクということで1人10枚ずつ、対象者が400人掛ける10枚で4,000枚ほど、町で買った6,000枚については4,000枚ほどそちらの方々にお配りしたところでございます。そちらも差し引きしまして、現在マスクの残高が3,499ということで3,500枚弱でございます。当然この中にニヤマハウスさんから頂いた1,000枚も入ってございます。そのほかに、いろんな企業等からの寄附のお話も来ています。それらも積み上げて、さらに町で今購入している、発注しているものもございまして、それらも含めた上である程度備蓄した上で活用等考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長 副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>各種団体もしくは実行委員会等がイベントを行うと決定した場合には、町の職員動員できるのかというご質問ですけれども、基本的には動員は考えておりません。</p> <p>といいますのも、三密状態をつくるような状況にある場所に職員を派遣してもし万が一感染したとなると、今度は通常の業務に支障が出てくるようになった場合には、役場が麻痺してしまうという状況になりかねないので、とりあえず各団体の意見も尊重しながらなんですけれども、町としてはできる限り職員は出さないという方向で進めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長 12番 (柏崎利信君)</p>	<p>あとはございませんか。12番、柏崎議員。</p> <p>この特別定額給付金なるものはゼロ歳児の子供にも支給されるわけですが、何月何日出生という、線引きはどのようになっているのか。それと、ここ3月、4月大学等に入学するために転出をしたり、また社会動向でもっておいらせ町に転入をして</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>きたりとか、そういう方々はいつでもって線引きをし、線引きする前であればおいらせ町でということがあるんでしょうけれども、それ以降であれば今度は転出先ということになるかと思いますが、その線引きはどのようになっているんでしょうか。よろしくをお願いします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、柏崎議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>ゼロ歳児、転入転出全て同じでございますが、4月27日時点を基準日としております。この4月27日につきましては全国全て一律の日付でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかございませんか。平野議員。8番、平野議員。</p> <p>私は先ほどもマスクの質問がありましたけれども、寄贈されてそれが活用されないでストックしておくというのも、ちょっと寄贈者の意思が生かされていないんじゃないか、活用すべきじゃないかというのが1つ。</p> <p>それと、前にも確認しましたがけれども、東日本大震災のときに備蓄として5,000枚あったのが、幾ら残ってあったのか。先般確認したときに適切な数値が示されていないので、いま一度報告願いたいと思います。</p> <p>それから、今新型コロナウイルス対策に対する町独自の支援事業ということで、町でつくったのがありますけれども、今の特別定額給付金以外に、国の助成、特別定額給付金は1人10万円ですから、それ以外に国の補助金で町に交付されるものがないかどうか。</p> <p>それとこれ見ますと、感染予防、寄附等の受け入れ、生活支援、経済対策、税収等の減免猶予と出ていますけれども、こう見て私は分かりにくいというのは、例えば町独自だったら町独自をずっと書けばいいじゃないですか。なんか、ほかのほうも入れていっぱいサービスしているんだよという、資料でなるようで、実際町がどれなんだというの、これでは黒枠で町独自</p>

<p>答弁</p>	<p>楢山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>支援事業って、ここにちゃんと町独自支援事業って書いているんだから、ほかのほうは別枠で示してやるべきじゃなかったのかな。私見て、普通の人見たらよく分かるのかなという思いがあります。</p> <p>それで、私は今言った国からのコロナ対策でこれこれのメニューがありますというものをちゃんと示していただきたいし、県独自でこういうものをやっていますよ、それから町は独自でこういうものをやっています。色分けしたものをぜひ示してほしいと思うんですが、それはできませんか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>マスクの数の関係について正確なところをお答えします。</p> <p>スタートの話になりますが、東日本大震災のときの残りのマスク、備蓄倉庫にあったマスク等と合わせまして7, 450枚がございました。これは2月末の時点でございます。</p> <p>その後、寄贈で頂いたマスクが3, 000枚あります。昨日までで3, 000枚。それ以外に町が別途購入したものが6, 000枚ございます。約9, 000枚、2月末以外に新たに購入した分、それから寄贈いただいた分でプラス9, 000枚になります。</p> <p>それに対して今度は逆に払出した分でございます。一番大きいのは妊婦、内部障害の方々などに5月14日に1人10枚ずつマスクをお送りしてございます。こちらに4, 000枚使ってございます。それ以外に職員、役場の職員、それから役場でいろんな会議した際に防止用に配布したマスク等が約9, 000枚ございます。差し引きして残り約3, 500が残っている状況でございます。</p> <p>確かに、活用すべきという話もございます。当町においても様々なところで活用したいとは考えてございますが、例えば65歳以上、75歳以上の高齢者の方々にもマスクを10枚なり配りたいといういろんな案もありましたが、65歳以上に致しますと約7, 000人ぐらい、1人10枚でも7万枚使うことになります。75歳以上に線引きしたとしても今、正確な数字覚えていませんが、大体2, 500人ぐらいになろうかと思っ</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>ています。その方々に1人10枚お配りしようとしたとしても2万5,000枚かかるということで、万単位のマスクが必要になるということで、今備蓄をしながらさらに別途、町でも万単位で購入するところがございますので、それらがある程度まとまった上で、活用等考えていきたいと思っております。</p> <p>それ以外にも、現在災害用の備蓄マスクがゼロの状態でございます。複合災害も考えられますので、そちらに回すマスクの数も考えながらやっていかなきゃいけないと思っております。このような状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>特別定額給付金以外で町に対する国の助成はないかというご質問だったと思います。直接的には、4月30日に国で第1号補正という予算を成立させて、様々な補助事業が決まっておりますので、それに該当する事業があれば、まずはそちらの事業を実施していくということになります。そのほかにも、今回の臨時経済対策の中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生特別臨時交付金という補助金が出ました、こちらは新型コロナウイルス感染対策に関わる事業であれば、ある程度自由に使えるお金でございます。様々な人口とか財政力等で指数で計算されるんですが、おいらせ町に對しましては約1億2,000万円交付されるということが決まっております。こちらの1億2,000万円を使いまして、まず第1弾でお示したような単独事業に充当していくということで考えております。こちらについては第1弾、今後の第2弾等に充当してまいりたいと思っております。</p> <p>それからチラシが分かりにくかったということのご指摘をいただきまして、それに関してはそうなのかなというふうにしてちょっと思っておりますが、これを作るに当たりまして何回も担当者と吟味をした結果でございます。それぞれの項目、例えば感染予防対策とかあるいは生活支援とかという項目に関して、町の独自もあれば国の支援策もあったりということで、住</p>
-----------	--	--

		<p>民の方が見るのにどちらが見やすいのかなということで、最終的にこのような形にしたということで、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>国でも、今政府で様々また支援策等検討しておりますし、町でも第2弾について検討しているところでございますので、これらを網羅したような形で、また町民にお配りできればなと思いますので、その際にはご指摘いただいたようなことも踏まえて、もっと見やすいような形でのチラシを作ってということで考えていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>いいですか。（「国県の県のほうは独自のあれはないんじゃない」の声あり）政策推進課長。</p> <p>答弁漏れ、大変失礼いたしました。</p> <p>県につきましても、独自に休業支援ということで30万円、20万円という給付もございますが、そのほかに町に対しましては、新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金ということで、こちらも先ほど国の交付金と同じような感じになりますけれども、ある程度コロナウイルス感染拡大防止等にあるいは事業の継続とか景気の回復とか、様々な内容にある程度自由に使えるお金ということで、1事業1,500万円を上限にして10分の10の補助率で、県でも補助事業をつくっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野議員。</p> <p>さっきマスクの件で説明ありましたが、遅くなれば私はマスクの効果というのは本当に薄れると思います。今、ほとんど手作りのマスクが、私の友達もそうですけれども作っていますよ。それに、さっき説明聞いてびっくりしたんですけれども、職員に9,000枚も使っている。普通だったら、医療従事者とか学校が休校している、例えば休校も休みもない保育園、幼稚園、そういう職員とかそういうものに目配り、気配りをす</p>

	<p>榎山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>べきじゃなかったんですか。私は本当にこれ聞いてびっくりしますよ。全然他の部分についての配慮がなされていない。今もって発注済みだと言うんだけど、今一般のマスクは出回ってきていますよ。この前も50枚単位で2,500円でちゃんと出ていますよ。テレビ見てもそうじゃないですか。</p> <p>どうも、本当に防災の部分だって備蓄がゼロ、東日本大震災の私が、あのときたしか5,000枚在庫あるという話じゃなかったですか。それをなぜ2月末で7,450枚の答弁になるんですか。よく理解できません、私、こういうやり方は。このままでいったら、発注して発注中のものがどのくらいあって、いつまでに何ぼが確保できるのか。それからその言っている充当する使い道、ほとんどの医療関係とかそういうのに行っていない。一番町民の生命、財産を守る危機をさらしてやっている人方に対する配慮がないんでないですか。この分、発注してできてきたものが、今在庫がどのくらいストックされてどういう形で充当していくのか。これも一つお聞かせいただきたい。</p> <p>それと、今のこの予算、提案されている予算見ると、10万円に関わる部分だけが予算計上されているわけです。そのほかに1億2,000万、それから県の経済対策事業として1事業1,500万円というのは、コロナに関して特別に支援事業とか、そういうものを1件1,500万円ということで町が計画するのか。それとも法人、企業、そういうものも計画して対象になるのか。この辺をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それと、振込手続なんですけれども、発送してこれはもらってあります。高齢者の方々も。ほとんど老々世帯、一人世帯。手続が簡単なよう書くのは簡単なんです。添付する免許証、貯金通帳、写しを添付し貼って出す。どこへ行って写しを取って貼ればいいのか高齢者の方、分かりますか。これ、どういう形で徹底するんですか。この辺もお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>マスクについていろいろご質問、ご意見等頂きました。まず、発注する予定のマスクですが、現在発注中で5万枚です。納品</p>
--	---	---

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>予定が6月5日でございます。6月5日に5万枚入る予定でございます。</p> <p>それから、先ほど職員に配布したということでございますが、役場職員だけではなくて学校の教職員、児童館の職員等にも配布しております。決して役場内部の職員だけで使ったものではないでございます。1人当たり配布した枚数も不織布マスク、4月に1人3枚、それを約1か月間使ったような形になっております。それから、5月になってから最後配布ということで1人10枚ずつ配ることになって、その分も今の9,000枚の中に入っている形になってございます。</p> <p>それから、特別定額給付金の受付用でも感染防止のために別途マスクを配布したりとか、決して余剰に、過剰に職員分に配っているわけではなくて配布先をちゃんと吟味しながら、使い捨てなんですけど、洗ってできる限り使うような形で工夫して、長く使えるような形で申し送りしてやっていますので、そういったところもご理解いただければと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>まず、今ご審議いただいている予算につきましては4月24日の給付金の専決処分ということでの予算でございますので、それだけの予算ということでございますが、まず県の交付金につきましては町が計画するのがあるいは法人はもらえるのかということでのご質問でございますけれども、町に対する補助でございますので、例えば町から法人に対して補助をするような間接補助についても対象になるものと思っておりますので、そのような場合も県からの補助の対象になるかと思いますが、いずれにしても町が補助を受ける、補助の団体になるということでございます。</p> <p>それから、振込の手続と申しますか、申請の手続が高齢者等には難しいのではということでございます。基本的には、新型コロナウイルス感染症に対する給付金でもございますし、今まだ緊急事態宣言は解除になったとは言いながらも、まだ感染の</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>可能性もありますので、そういう意味では郵送あるいはオンラインでの申請というのが基本でございます。ただ、ご指摘のとおり高齢者等につきましては、どこでコピー取ればいいんだという話も出るだろうということも想定を致しまして、このたび交流センターみなくる館、北公民館の3館で対面による窓口での受付ということはやむを得ない措置としてやらせていただくということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>マスクについては6月5日、国からもマスク来るわけですね。これは当町はいつ頃になるのか。ほかのほうはもう来ているところもあるわけです。その辺の確認はどうなっているのか。</p> <p>それと、今布製が普通、ほとんど各家庭であると思ひます。今のアベマスクなんていうのは、もう必要なくなってくるんじゃないですか。私はそう思ひます。そのくらい布製マスクが手作りしている方が作って活用していますから、早め早めに対応しないと、私はちょっとあれ町民の感謝の気持ちが伝わらないんじゃないか。</p> <p>それと、子供たちがほとんどあのマスクしていないんです。この前、学校通勤、通学している子供たち見れば、特に小学校の子供というのは5人中1人マスクしていればいいほうで、ほとんど自転車に乗ってばんばん、やはり乗ったりなんかするので苦しいんじゃないですか。そういうのいっぱいいますよ。ないのかも分かりません。持っていないのかも分かりません。その辺をどういう形で確認しているのかです。実際、通学している実態確認してみてくださいよ。子供たちはほとんどやっていますよ。そこをもう1回確認したいと思ひます。</p> <p>それと、県の経済対策、1事業1、500万円だけじゃなくてそのほかにもまだありますよね。様々、県の指示によって休業したところ、そういうもの、やはり直に町の事業者が知りたい部分の情報というのを、ちゃんと伝えるべきだと思いますよ、私は。一番はこの貸付けとかそういうのはもちろん返さねばならないですよ、借りれば、無利子であろうが何だろうが。い</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>かにして県が無償でこういうものが対象になっていますよ。農業者、漁業者、それから商工業者、いろんな部分で県でもこういう救済措置、やっています。町はこういう形でやりますというものを、ちゃんと筋立てて理解できるような方法でPRしたらどうですか。私はこれだと本当によく理解されにくい、今言ったように国は1人10万円給付するほかに、町にはこういう1億2,000万円来ていますよ。県は経済対策として町が町民のためにこういう事業する場合1事業1,500万円もらえますよ。町では大学生に5万円やります、何ぼやります。子育ての部分では何万円、そういうものをちゃんとやって分かりやすくやったほうが、一番私はいいと思いますよ。いま一度検討して情報提供するという考えがないかお知らせいただきたいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>マスクの関係についてお答えいたします。</p> <p>国から様々なマスクが配布されておりますが、このマスクの配布につきましては、市町村通さず直接国から対象者にお配りしているものでございます。まず、1世帯2枚ずつの布マスクでございますが、こちらも国から直接郵送にてお配りしているものでございます。特別警戒区域の都道府県を優先的に行っておりますので、ホームページ等で確認しますと、残念ながら東北地方にはまだ届いていない、準備中の状況でございます。それ以外にも、介護障害者事業施設等にも国から布製マスクを配布しておりますし、全国の小中高の児童、教職員、児童生徒にもお配りしております。それから医療機関、妊婦等、国でも直接の配布事業をやっています。1世帯2枚以外のところ、先ほど説明した施設であったり学校であったり医療機関、妊婦等には順次当町にも配られているという声を聞いているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>
-----------	--	---

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>マスクに関連してでございます。子供のマスクの着用でございます。まず子供のマスクでございますが、3月の時点で町の備蓄から1,000枚頂きまして、その当時は高校入試がありましたので、3年生全員に1枚配布したものと、あとは卒業式、入学式に対応して学校に配布した分がございます。それは親御さんの分も含めて対応できたという形になります。</p> <p>そしてまた、今現在の子供のマスクですけれども、学校の備蓄、また4月下旬ですが、学校幸いにして国のマスクが1枚布マスク、届いております。それが休校直前だったので、渡せたところと渡せなかったところがありますが、5月に入って全て渡しております。いま1枚です。そして今月、さらに国からもう1枚子供たちには配布されることになっております。</p> <p>通学時の着用ということですが、学校内では着用は当然先生方が見ているんですが、通学時、例えば先ほど言った苦しくてというのであれば、ある程度距離があるのであれば自転車とかであれば、密閉とか密接ということは解消されるので、その部分では大丈夫なのかなとは思っておりますが、子供たち、集団でとかそういうところであれば、改めて学校に校長会等で確認をして指示するように対応したいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長  政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、チラシの件についてお答えしたいと思います。</p> <p>まず、国県の支援策等につきましては、毎日のようにマスコミを通じて逐次報道されておりますので、そういうことで周知されている点もあると考えております。それから、商業者とか農業者等につきましては、商工会などの関係団体を通じて、対象の方には周知されているものと思っております。あとは、先ほど来答弁しておりますが、この後の第2弾の町の独自支援策等も今検討している段階でございますので、そちらについても町民の方に周知をする必要がございます。その際にはまた分かりやすいチラシ作成等に努めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>今の答弁に補足いたしますが、県の事業のいわゆる休業協力金、4月29日から5月6日までの期間、店舗等休業要請に応じた店舗に対して協力金が5月7日からの受付で始まっております。事前に、商工会さんが商工会連合会の要請を受けて受付の周知は図っているところですが、町としても今日の補正予算に出しています対策事業費の周知と併せまして、商工業者向けのチラシを商工会とタイアップして本日作成しまして、今日郵送する予定でございます。それとは別に、本日町で独自にできた支援制度につきましては、来週月曜日以降、順次要綱に基づいて発送して対象の業者には発送する予定で準備しておりましたので、補足いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>議事進行中ですが、昼食のため13時30分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後 0時16分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 1時30分)</p> <p>承認第9号、そのほか質疑ございませんか。西館芳信議員。</p> <p>定額給付金の申請の手続に関しまして、早速自分のものを書いてみました。そして出しました。書いてみて、なるほど、平野さんがさっきしゃべったように書くのはすごく簡単です。最初オンラインにしようか、それとも申請書書いて郵送、オンライン、5回失敗すればもう機械使えなくなるという話、聞いたものですから、郵送でやってみたら、なるほど書き方は簡単でした。添付書類が問題なんです。添付書類の本人確認資料。特に、高齢者には共通するようなものは年金手帳と保険証ぐらいしかありません、あれに書いてあるのは。それがなければ、じゃあマイナンバーカードどうしようと、それもないとなるとお手上げでどうしたらいいかとなってしまいます。</p> <p>また、案内の平野さんがさっき出したあれにはこういうの、例えば第一次的には免許証、写真付いた公で発行したの出して</p>

		<p>ください、それ1点であればそれが一発で決まりですよ、なければ次のもの2点出してくださいと細くなるわけですけども、何々等ということで限定列挙でなくて、そこに書いたもののほかに、もっといいらしいんですよ。例えばこれこれって書いているんだけど、それがなければ何々等だから、ほかにも年金手帳捜してなかったところで、年金証書代わりにあてがって持っていったらそれでもいいという、ところがその年金手帳というのは全く出ていないということで、大事なことは共通するものが少ないお年寄り、高齢者の方々にじゃああそこに書いてある以外に、ほかにもどういうものを使えると、はっきりとしたものを示してやらないと現場でお互いに混乱するだけだと私は考えました、書いてみて。</p> <p>ですから、等とってあそこで一発で決まるもの、2点必要なものと書いてありますけれども、その全てを周知徹底しなければ非常に困る、救いようがないとなりますので、そこ1点、何とか考慮してやっていただきたいなということでこれは希望で終わります。答弁、よろしいです。</p> <p>いいですか。次にその他質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般及び給与明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第9号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第13、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	
	<p>檜山副議長</p>	
	<p>檜山副議長</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>本件は、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、承認第10号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の49ページをご覧ください。</p> <p>本件は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による感染症及び蔓延防止のための措置が、納税者等に及ぼす影響を緩和するため、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、必要となる改正を令和2年5月1日から施行するため同日付でおいらせ町町税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、その承認を求めるものであります。</p> <p>その内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、116ページをご覧ください。</p> <p>第1条では、附則10条において読み替える固定資産税の課税標準額の規定に、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、令和3年度の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等を軽減する法附則第61条の規定及び生産性革命の実現に向け導入した先端設備等の固定資産税の特例の措置の拡充及び延長する法附則第62条の規定を追加し、附則第10条の2では法附則第62条に規定する固定資産等の課税標準額の割合をゼロとする規定を追加したものであります。</p> <p>続きまして、附則第15条の2では軽自動車を取得した際に課税する環境性能割の臨時的軽減を令和3年3月31日まで延長する改正をし、附則第24条として新型コロナウイルス感染症等の影響で収入が減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例の手続等の規定を、新たに追加したものであります。</p> <p>117ページをご覧ください。</p> <p>第2条では、附則第25条として新型コロナウイルス感染症等によりイベントを中止などした事業者に対する払戻し請求権を放棄した者への個人住民税における寄附金控除を適用する特</p>
--------------	-------------------------	--

<p>当局の説明</p>		<p>例の手續等の規定を追加し、118ページをご覧ください。附則第26条では住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長し、令和16年度までとする特例の規定をそれぞれ追加したものであります。なお、第1条は専決処分及び交付した5月1日から、第2条は令和元年1月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから承認第10号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>檜山副議長  町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>日程第14、議案第33号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。  それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。 議案書では53ページから55ページ、参考資料は119ページから120ページになります。 本案は、新型コロナウイルス感染症への感染等により労務に服することができない期間が生じ、給与収入が減少した被保険者に対し、傷病手当金を支給することとし、条例において必要となる規定を追加を行うため提案するものであります。</p>

	<p>改正条文の説明の前に、まず制度導入の趣旨、傷病手当金の制度概要について簡単に説明いたします。</p> <p>まず、制度の趣旨ですが、当制度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、働く方々がウイルスに感染した場合や感染疑いのある場合に、気軽に休める環境づくりが大切となっているところから、国民健康保険被保険者に対し、コロナウイルスに感染した場合や感染疑いの場合に、収入の一部補償をすることにより休める環境づくりを行うことを目的としているものです。さらに、実施する市町村、保険者には国が全額財政支援を行うこととしたため、町も国の制度の趣旨にのっとり実施するものであります。</p> <p>次に、制度の概要説明です。</p> <p>まず、支給対象者です。支給対象者は町国民健康保険被保険者で具体的にはパート、アルバイトの方で新型コロナウイルス感染症に感染したかまたはその疑いのあることにより療養のため労務に服することができない者となります。</p> <p>次に、支給対象期間になります。支給期間は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間となっております。</p> <p>次に、支給額の計算方法です。計算方法は直近の継続した3か月の給料収入の合計額を就労日数で割り返しまして、その3分の2掛ける日数分となります。</p> <p>最後に、適用期間です。制度の対象期間ですが、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となります。</p> <p>それでは、条文の詳細説明については新旧対照表で行いますので、121ページをお開きください。失礼しました。119ページをお開きください。</p> <p>本条例の改正は、附則4項の次に、5項から10項までの各6項を傷病手当関連の各条項として加えるものであります。</p> <p>項目ごとの説明に移ります。上段の第5項ですが、支給の対象者、支給の対象期間について定めたものとなっております。第6項は傷病手当金支給計算方法について定めております。第7項になります。支給の限度となる期間を定めており、内容としましてはその支給を開始した日から起算して、最長1年6か</p>
--	--

		<p>月の間は支給できることとしております。第8項になります。コロナウイルスで休んだ期間でも給料が支給される場合や、一部支給がある場合は、傷病手当金は支給されない旨の規定になります。ただし、一部支給があった場合について、傷病手当金の計算と比較し、傷病手当金の額の方が大きい場合は、その差額を受け取れる旨の規定となります。</p> <p>120ページに移りまして、第9項になります。前項で受け取れることが可能であった給料が受け取れない場合でも、傷病手当金を受け取れる旨の規定となっております。最後、第10項です。第10項は9項で受け取れるはずの給料があるが給料が支払われなかった場合、当該被保険者を使用する事業所の事業主から支給した金額を徴収できる旨の規定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。柏崎利信議員。</p>
質疑	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>提案理由の中に新型コロナウイルス感染症への感染等っておりますけれども、この等の意味がよく分からないけれども、それと、例えば緊急事態宣言が発令されている中において、どこかに就労外の時間に出かけて、本当は行ってはいけないようなところに出かけていて感染をした、そういう方々もこれは該当するものなのか。それと、まだ緊急事態宣言が解除になって、それでもこういうことはやめてくださいとか、そういうふうに一般的に考えて常識的な範囲を超えたような行動をして感染してしまった、これ何でも感染すれば該当するものなのか。該当しない事例というものがあるのか。もしあったのであればお答えください。</p>
答弁	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。  それでは、柏崎議員の質問にお答えします。 まず、1点目、新型コロナウイルス感染症への感染等とつい</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>ております。提案理由には等とつけておりました。等という意味ですね。先ほど各制度の概要説明したところでお話したかと思いますが、まず1点目が本当にコロナウイルスに感染した方が1人になります。等ってつけたのが感染の疑いのある方も対象にしておりました。なので、一応そういう意味で提案理由には等という使い方をしました。</p> <p>それから、勤務中、そういうところに行ったりして、勤務外のところもそうかもしれませんが、もし仮に行ってコロナウイルスに感染して休むことになった場合ですね。ただ、そのところは判断がこちらではつけにくいという状況になっております。</p> <p>一応、そこのところ、実際にコロナウイルスに感染した方で休んできた方、これの対象になる方の申請の仕方を想定してお話ししますが、この申請の中には事業主さんから勤務状況、給料の状況等証明してもらった書類が出てきます。一応判断材料としてはそこのところで判断していくことになりますので、その原因、コロナウイルスにかかった原因というのはこちらでは勘案しないことになりますので、そういう取扱いになるということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>柏崎議員。</p> <p>疑いのある人も対象だと、その後何度か検査をしたら結局陰性だったと、そういった場合はどうなるのでしょうか。その日、事業主さんから様々その方の就労状況とか、そういったものを聞いて、人間というのはいそつくやつもいますので、山梨の彼女じゃないですけども、だからそういう方も対象になってこれを受給するようなことになれば、まるで妙なものでないですか。だから、かかれば誰でももらえると、なんか今も10万円も国民全員だけれども、皆々という感じは本当にいかなものかと思うんですよ。真面目にやっつかからないように注意している人が、俺はそれでも万が一かかったということは不幸ですけども、好きなことしていかかってじゃあ該当するからと、それにも何でもかんでもということは、私は個人的にはそ</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>う思うんですが、いかんせん規則だから、そういう方にもちゃんと支払いをすると、状況が生まれれば払うということであればやむを得ないと思いますけれども、ちなみに陰性だと後で分かったときはどうしますか。</p> <p>町民課長。</p> <p>そもそもの制度の趣旨を、少し詳しくお話したほうがいいかなと思っております。この制度のそもそものところなんですけれども、先ほど、さきに触れたんですけれども、コロナウイルス感染症の拡大の予防、防止対策というのがやはり主眼にありまして、働く方々、さっき言ったパート、アルバイトの方が主な対象者になるんですけれども、ウイルス感染した場合や感染の疑いがある場合に気軽に休めること、気軽に休める状況をつくり出すことが感染拡大防止につながるという形になっておりますので、そういう方たち、比較的所得が低い方たちと思われれますので、そういう方たちの所得を一部補填したいということもあって、この制度が創設されているところです。</p> <p>もう一方で、ただ誰でも彼でも申請してきて、チェック体制の部分あると思います。我々としてもやはりそのところ、近隣の居酒屋さんで実際に事業が、休んでいたのに事業やっていたような形で、あまりないかと思うんですけれども、アルバイトの方々が申請を出してきた場合も、本来であればこちらの返還請求等していくこととなります。さらに、その状況が悪質だとみなされれば、こちらとしても警察、詐取に当たると勘案するのであれば、警察に相談させていただきたいと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>柏崎議員。</p> <p>よく解釈をします。蔓延をしないために、その疑わしい人もしくは感染した方を余り出歩いてもらわないように、言葉悪いですが、隔離して治るまで出はってくるなど、その間お金あげるから、我慢していてけるじゃということなんだべな。</p>

当局の説明	<p>榎山副議長 (議員席)</p>	<p>分かりました。いいです。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>榎山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>榎山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第33号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>榎山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>榎山副議長</p>	<p>日程第15、議案第34号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第34号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は56ページから58ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1億3,816万2,000円を追加し、予算の総額を128億4,797万6,000円とするものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊令和2年度一般会計補正予算(第2号)に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容をご説明いたします。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>2款2項1目企画総務費18節学生応援給付金3,000万円の追加は、町独自の支援として親元を離れ生活をしている学生に、1人当たり5万円を給付するため計上するものです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>3款2項2目児童措置費19節子育て世帯への臨時特別給付</p>

	<p>金3, 711万円の追加は、児童手当受給者に子供1人当たり1万円を給付するため計上するものです。</p> <p>5款1項4目雇用対策費18節特別緊急雇用奨励金720万円の追加は、町独自の支援として新型コロナウイルスの影響により解雇等された町民を雇用した町内事業所に対し、月3万円まで交付するため計上するものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>6款1項2目農業総務費農水産業定額給付金880万円の追加は、町独自の支援として収入が減少した畜産農家及び漁業者に対し、一律20万円を給付するため計上するものです。</p> <p>7款1項2目商工業振興費18節事業継続支援給付事業費補助金2,000万円の追加は、町独自の支援として収入が減少した事業者に対し、一律20万円を給付するため計上するものです。また、テナント料等助成金交付事業費補助金1,000万円の追加は、町独自の支援として店舗の賃借料等として月5万円まで2か月分を助成するため計上するものです。このほか、新型コロナウイルス感染症への対策事業に係る経費として、各款にわたり増額計上しております。</p> <p>次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前に戻りまして、3ページをお開きください。</p> <p>15款2項1目総務費国庫補助金の特別定額給付金給付事務費補助金750万3,000円の増額は、今回の補正で対象経費を増額したことに伴い計上するものです。</p> <p>15款2項2目民生費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,711万円の追加及び同じく事務費補助金351万3,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金に係る国庫負担分として計上するものです。このほか、国庫支出金の追加及び増額は、本予算案に計上しております経費に対する国庫や県費の負担分を特定財源として計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金8,136万7,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源として計上するものです。</p> <p>次に、11ページをご覧ください。</p>
--	---

		<p>給与費明細書です。この給与費明細書は人件費に係る今回の補正内容を反映したものとなっております。</p> <p>そして、13、14ページをご覧ください。</p> <p>補正予算、主な内容となっております。予算案ご審議の参考資料としてただいまご説明した内容のほか、主要な経費等の個別説明を掲載したものとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全款及び給与費明細書について質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。一般会計補正予算（第2号）に関する説明書3ページから11ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。柏崎議員。</p>
質疑	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>歳出の7ページ、商工費のところでもって事業継続支援給付事業費補助金、その下のテナント料等助成金交付事業費補助金、前に全協でだったかな、説明を受けた際においらせ町に住民票がなければ該当しないとか、そういう話を聞いたんですが、これは今も相も変わらずそういう条件がついているのでしょうか。</p>
答弁	<p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>柏崎議員の質問にお答えします。</p> <p>まず、全協のときに出したときには想定していたものが住民でしたけれども、周りの状況等勘案しまして、最終的には町内に店舗のあるところに改めることとする予定です。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>よろしいですか。そのほかございませんか。澤上 勝議員。</p> <p>支出のまず1つは5ページ、総務費の生活支援の中での学生応援給付金の要綱のほうなんですけれども、この前も全員協議会で若干お話をしましたけれども、親から離れている方を対象</p>

	<p>にして親元において、多分八戸なり青森、弘前、盛岡に行っている方も中にはあると思いますけれども、そういう方々を対象に私はしたほうがいいと思うんですけれども、その辺、第1弾でできないときは第2弾でもよろしいし、多分地元から、親元から行った方でもアルバイトして収入を得られなくなっているし、部屋は借りないけれども、自家用車を持ってそれなりの投資をして大学に行っておる方々がたくさん、把握はできないんですけれども、やはり学びを確保させてあげる意味で、そういうことをしていただきたいなと思って、第1弾で多分無理だと思うのでもし第2弾で、所信表明の中にも第2弾検討しているということありますので、ぜひ、失礼ながらよその町村にもありますので、金額の差はつけてもいいと思うんですけれども、実態は同じな気がしますのでひとつそれをお願いしておきます。</p> <p>続きまして、7ページの商工業の振興費の中の事業継続支援給付金でありますけれども、これも全員協議会のお話ししましたけれども、やはり何点かの業種だけでは今実態としてやはり売上げが下がっているの、三密、不要不急という形でいろいろな形で、経営で苦しんでいるところがあります。例えば、生花やっているところ、写真屋さんとか理美容さん、三密、そういうエステですか。そういうのをやっている方々、この前も言ったカラオケ、宿泊、あらゆる業種が、全国版を見ると63業種という話もあります。ただ、おいらせ町の中ではそこまでいかないと思いますけれども、その辺を加味してこれも第2弾でいいんですけれども、全事業所を対象にしてやはり実施したらいいと思うんですよ。やはり、公平平等になると思うし、地域の元気も生まれると思うので、今回はこれでいいですけれども、ぜひともその辺を私は検討してもらいたいなと思っております。</p> <p>あと、テナント料のことなんですけれども、新聞、この前から何回かメニューが出てますよね、各町村。絶対テナント料が、新聞社の方々いますけれども、載っていないんです。これは意図的に外しているわけでないと思うんですけれども、その辺の説明があれば教えていただければと思います。まず、それ。</p>
--	---

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長  政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、学生応援給付金の対象者の件についてお答えをしたいと思います。</p> <p>ご指摘のとおり、全協でもご説明いたしましたが、親元を離れてということをお条件にしております。親元を離れてというのが、やはり家で一緒に親と生活しているよりも、それ以上の支出を伴うといえますか、経費がかかっているということをお想定してこのような形にしたものであります。例えば、八戸とか近隣の市町村の学校、大学とかあるいは専門学校とか通っている場合でも、親と一緒にではなく別に住んでいる方は対象にするという形で、今要綱を組立てをしているところであります。</p> <p>それから、テナント料、事業継続の業種の拡大につきましては、確かに町長の最初の提案理由の中にも申しましたとおりに、第2弾の中で検討しているところであります。</p> <p>それから、テナント料の支援の内容が新聞に載っていないということにつきましては、こちらでは載せてほしいということをお願いをしているところではありましたが、紙面の都合上掲載できないということで、主なものだけが載っている形になっております。住民の皆さんに給付金と一緒にお配りした緑の紙の中には載せてお知らせしておりますので、それでご了承いただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長  2番 (澤上 勝君)</p>	<p>あといいですか。澤上議員。</p> <p>今、課長さんの説明だと、学生の今私が言った自宅から通っている人でもそれなりのアルバイトもできなくなっているし、実態というのあるの把握しているかどうか分からないけれども、そういう観念で5万円ではなくとも3万円でもいいんだから、やはり学びを確保させるような手だてをしなければならないんでないかということですから、第2弾で考えるという話はしなかったから再度確認をします。</p> <p>それから、事業継続についてもあらゆる業種、事業者を対象にしたほうが私はいいと思うんです。それについても、しっか</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長  副町長 (小向仁生君)</p>	<p>りした答弁でなかったようです。その辺もう一度お願いします。</p> <p>副町長。</p> <p>まず、1点目、学生の話ですけれども、確かに私たちが今考えていたのは、親元を離れて県外もしくはまた近隣でもアパート等に入っている方を対象にしておりましたけれども、確かに言われて見ますと、アルバイトをしている学生は例えば八戸でも十和田でも確かにいるのかなということを、今感じております。そういう意味では、第2弾でその辺、先ほど言いました5万円とまではいかななくても、金額をそれなりに考えてみたいと考えております。</p> <p>それから、第1弾で対象としました飲食店、それからタクシー、代行、露店ということで今20万円を計上しておりましたけれども、それ以外の部分でも確かに先ほど言いましたように小売店とかサービス業に関しては落ち込んでいるという状況が分かってきましたので、そのところをカバーする意味で第2弾でもって、まだこれは仮定の話になりますけれども、一応20万円とはいかないまでも、10万円ぐらいの金額をもって業種を全部見られるのか、それともその辺の判断というんですか、それは検討させて第2弾で発表していきたい。それは5月25日全協で明らかにしていきたいなと思っています。</p> <p>5月25日の全協予定には、一応第2弾として6件ほどメニューを追加で上げて、皆様に説明したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長  2番 (澤上 勝君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>第2弾で私が今お話ししたのを実行するようなお話でございますので、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>その中で、先ほど平野さんも各種、国県町の支援事業の話、出ていました。課長さんが商工会とタイアップしてまくと言ひていましたけれども、私の勤めた感覚では商工会員だけでは多分商工会ではまく、会員以外の人は1割5分か2割あるのか、</p>

		<p>私は最近離れているから実態分からないんですけども、その非会員の方々にもある程度伝わるようなやり方をお願いしておきたいと思います。</p> <p>もう一つ、最後に付け加えますけれども、先般予算の中で商工会の運営費については、副町長といろいろ活発な意見をしたわけですけども、最終的には300万円減らされたのが現実です。ただ、コロナの中で商工会の職員が今7人ですか。本所と分所。これから国県、この町のいろいろな書類の手続が全部、多分商工会の窓口にもう来ているそうですけれども、毎日、そういう実態でありますから、もし考えられるんだったらやはり運営費の上積みを要望しておきたいと思いますので、その回答もよろしくをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>商工会非会員の周知の件でございますが、今現在事業創設から検討する中で、商工会名簿も持ちまして漏れているような店舗を把握に努めておりまして、そちらのほうに足しまして商工会の名簿をベースにはしていますけれども、控えの分を把握できる限りで足したやつを今回の2つ、事業継続給付金のこと、テナントの助成金では個別に案内する予定ですので、個別の名簿には用意しております。今後も第2弾とかで足していく事業についても非会員が含まれるようであれば、なるべく把握した上で周知して、周知できない分はホームページや広報での補完という形にしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>2つ目の商工会補助金の上積みの件については、今は考えていません。今は考えていないんですけども、事業のメニューの中では併せて検討はしますけれども、副町長、何かあれば、すみません、よろしくをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>副町長</p>	<p>副町長。</p> <p>ただいま課長が述べたとおりでございます。現在のところは</p>

質疑	<p>(小向仁生君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>考えていないというのが実態です。聞くところによりますと、上部機関からもそのような手当めいたものが商工会さんに事務費として入ってくるやにも聞いておりますので、そのところの兼ね合いも含めて商工会さんと打合せしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。吉村議員。</p> <p>7ページの6款のところの農林水産業定額給付金の中なんです、この中でいくと畜産と漁業者ということになっていますが、これは例えば野菜農家とかそういうやつは含まれていないんですが、これを分けた、区別した理由とか、そういうのがもし理由づけがありましたら分かりやすく教えていただきたいんですが。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>今回、対象業種限定した理由ということで説明したいと思えます。まず農業といいましてもおっしゃるとおり、畜産、畜産でも肉牛、乳牛、あとは養豚とか養鶏とか様々ございますし、あとは野菜農家、漁業者、様々ございました。その中で、今のコロナウイルスで影響を受けている事業者というのを、こちらで検討したところ、新聞紙上にも載っておりますけれども、肉牛については和牛の価格が下落しているというの、これは外食産業とか焼き肉店とか自粛していることによって在庫が流通しないということで、肉牛については価格が20%ぐらい下落しているというのが新聞に載っておりますので、それとプラス農協にも聞き取りしたところが、そういう実態があるということで肉牛は対象にしましたと。乳牛につきましても、要は生乳の流通ということで牛乳ですとかチーズとかいろいろあるんですけれども、牛乳は給食が、学校が休業しているということで、給食で牛乳が使われなくなったとか様々そういう理由で、乳牛も対象にしていきましよう。漁業者につきましても、3月か</p>

		<p>らの例えばホッキガイの漁ですとか、そういったもので影響を受けたというのも、やはりそういった営業の自粛によって仲買人が中央から買い付けに来なかったとか、そういう理由で漁に出るのを調整しましたし、価格自体も下がったと、使われないことで、そういうのもあって漁業者も対象にしましょうと。畜産の中で例えば養豚、養鶏は、例えば市場価格を見ていまして、家庭需要の増によってそんなに下落はしていないということで、対象から外しましょうということで、野菜も家庭需要、巣ごもりという消費、外食産業は自粛で営業していないんですけれども、家庭で消費されていることでそれほど影響は受けていないということで、そちらも対象から外したということで今回この業種の選定に至っているということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>吉村議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長 10番 (吉村敏文君)</p>	<p>今説明を受けて、大体のところは、大方のところは分かるんですが、この中でさっき今言ったように、私が疑問に思ったのは養豚とか養鶏とか、そういう業種の中に、畜産に入るわけですよ。ですから、結局中にはこれも、そう言われた人も対象になっているのかなと思っている方もいるわけですよ。この中に今牛乳と肉牛とありましたけれども、養豚とかそういうやつは入っていないわけですよ。でも、こういう形でうたわれちゃうと全部入っちゃうわけですよ。今説明聞けば、それされないって分かるんですが、詳細についてはどこのページとどこ見れば分かるようになってますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>今の補正予算の説明書の中には確かにおっしゃるとおり、畜産という部分しかうたわれていないんですけれども、一般の家庭にお配りしているこちらの独自施策あります。こちらご覧いただければ、こちらに独自施策の中に畜産農家で肉用牛、乳用牛の飼養者ということであつておりますので、一般の方にはこういう形で伝わっているものということで認識しております。</p>

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>4番 (澤上 訓君)</p>	<p>す。「はい、分かりました。私の勉強不足ということですのでどうもすみません、ありがとうございます」の声あり)</p> <p>よろしいですか。澤上 訓議員。</p> <p>確認だけです。7ページの経済対策の事業継続支援給付事業の対象者というところの米印なんですけれども、平成31年3月末までに開業し、ここの次なんですけれども、原則町内に住所または店舗を有する事業者ということは、八戸市に住所があって町内に店舗を持っている人も対象になるという捉え方でいいのでしょうか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>澤上議員にお答えいたします。</p> <p>こちらで住所って書いてある部分については無店舗の露天商を想定して住所という要件ですが、あとは先ほど柏崎議員にも答弁したとおり、店舗でやりますので、町内に店舗があるという事業所ということでご理解いただければと思いますので、住所要件は考えておりません。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>4番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>先般、私の隣の3番議員、馬場議員がご質問しましたけれども、やはりおいらせ町に住所があった人で八戸市、三沢市等で店舗を構えている人たちもおります。そういう人たちには三沢とか八戸とか、そういったところの情報を聞きながら、その上で判断していきたいということになっているんですけれども、その辺はどうなったのでしょうか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>そうですね。先般の全協のときに馬場議員にお答えしたときに住所が当町にあって町外に店舗を持っている方等の関わりを</p>

		<p>関係して近隣町村と調整したいということで答弁しておりますので、調整して周り、六戸町、三沢市、八戸市から聞いたところ、店舗要件でやっていくということで基本的にはうちと同じで飲食店は大体対象になっていて、ほかの業種については上げ下げありまして、入ったり入らなかったりというのが各市町村まちまちですが、要件にするときには店舗を基本にいきましようということで調整することにしましたので、おいらせ町に住所がある方で八戸市なりよその市町村に店舗がある方は、近隣であればそちらの店舗がある市町村で救われるのかなという考えで店舗にいたしました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長 4番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>八戸市とか三沢市の補償するというか、うちは20万円になっていますけれども、どのぐらいの金額になっているのか。例えばそれが八戸市とか三沢市のほうが10万円ぐらいでなっていた場合、うちは20万円、そうすれば10万円の開きが出てきます。それらをどう考えているのかということなんですよね。</p>
答弁	<p>榎山副議長 商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>全て金額までは全部調べたわけではありませんけれども、八戸市であれば飲食も対象になったり宿泊とかタクシー、運転代行等20万円ということで聞いております。十和田市も飲食業20万円、三沢市飲食店20万円ということ。町村で行くと、少しお待ちください。六戸町さん、隣ですね、飲食店20万円ということで金額は統一されているなという理解はしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長 3番</p>	<p>3回。ほか。(「了解しました」の声あり) 馬場議員。</p> <p>今の4番議員の質問と関連するんですけども、支援金は2</p>

答弁	<p>(馬場正治君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長</p> <p>(久保田優治君)</p>	<p>0万円同額なようですけれども、テナント料に関して合わせますとおいらせ町は30万円になるんですけれども、その点はどうですか。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>馬場議員にお答えいたします。</p> <p>テナント料、最大うちは1か月分5万円掛ける2か月最大ということで10万円いくんですが、よそではテナントに関してはやっているところが少なく近隣当たったところ、直接その情報を得ていないところがありまして、検討中というところはあるんですけども、はっきりと聞いた中ではなかったように感じていますが、国等でも今創設するようですけれども、いつになるかは分からないし補助率も違いますので、町独自で先行して飲食店だけでとりあえずやるということで行きたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>3番</p> <p>(馬場正治君)</p>	<p>馬場議員。</p> <p>テナント料の補助についておいらせ町が一番厚いだらうと。最大支援金と合わせて30万円になるわけなんですけれども、この点は限定せずに事業者が選択できるようにしたいかがでしようか。私は八戸市の支援を受けますよと、あるいはおいらせ町のほうが家賃も5万円まで支援してもらえるから、おいらせ町のほうの支援を受けたいと。どちらでも事業者の選択できるようにすべきだなと私は思いますけれども、いかがですか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長</p> <p>(久保田優治君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>ご意見として賜って、今第2弾を検討している中で検討させていただきましても、全部というのは検討したいというほかないかなというところがございますけれども。</p> <p>よろしいですか。副町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>馬場議員のおっしゃっているのは、多分20万円とテナント料と一緒に考えているのかなと、合算させた形で。これは全く別物でありますので、20万円は20万円でもらう要件が合致していればもらえます。テナントについてはこちらに合致すればもらえますということで、合計で30万円ということでもありますので、どちらかを、八戸市の、例えば三沢市とかの部分は何ていうんですか、そちらを頂くのではなくて、あくまでも20万円で近隣の町村と調整を図っている部分以外に、町としては最大10万円までのテナント料ということですから、その辺のところはまだ八戸市とか三沢市ではやっていないということで、多分これを打ち出していくともしかすれば八戸市、三沢市もそのような形でテナント料を払いましょうかということになるかもしれません。そうなった場合には、やはり調整を取っていくのかなという気がしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>榎山副議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>馬場議員。</p> <p>3回目ですけれども、第2弾で検討するという理由がちょっと分かりません。今ここで飲食店等サービス業に対するの支援金が20万円ということで、さらにテナント料最大5万円を2か月分ということで、議会に諮るわけですから、八戸市がどう出てくるか分かりませんからそれを見てというのも、理由が分かりません。なぜ今一緒に本人が選べるようにできないのか。その理由がよく分かりません。その説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>私も言っている意味が理解できないんですけども、20万円はよろしいですね。近隣の町村全てが足並みそろえてどこ、店舗のある要件でもって八戸市の人でもおいらせ町に店舗があれば20万円もらえますよと。また、おいらせ町の人でも八戸市に店舗があれば20万円もらえますよということはいいです</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>よね。テナントに関してはおいらせ町で事業、店舗を構えて事業を営んでいる人に対して月5万円、2か月で最大10万円支給をするということであって、それについては八戸市とか三沢市の要件というのは特に今のところは考えていないという状況です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。平野議員。</p> <p>私は、今歳入見て前の補正のときの国の1億2,000万円、第1弾で充当したということでどこに入っているのか。</p> <p>それから、町独自の経済対策というのが第2弾に盛り込まれるのか。これでは盛り込まれていないなという気がしますので、ここ確認をしたいと思います。</p> <p>それから、5ページのところ学生応援寄附金3,000万円あります。この3,000万円、1人5万円ということですから600人ですか。この把握はどういう形で600人把握したのか。対象者に対する通知の仕方というのは、どういう形で通知するのかお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それと、13ページで質問したほうがよく分かりやすいと思います。町内の3民生費の児童福祉総務費のところですけども、町内児童福祉施設、18節で配布する感染予防対策用消耗品とありますけれども、その中身は何なのか。国の補助金を充当させていますから、国の基準に沿っているのかどうか。これ確認したいと思います。</p> <p>それから、商工費のところですけども、事業者に対する一律20万円の給付、賃借料として5万円を上限に2か月くれる。この収入減となったとありますけれども、この収入減の対比、前年の何月何日から何月から何月、今年度の何月から何月という形になるのか。対比の仕方、これをお知らせいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>政策推進課長</p>	

	(柏崎勝徳君)	<p>まず、歳入の1億2,000万円はどこに入ったのかということのご質問でございますが、国の地方創生臨時交付金につきましては、今月末が締切りで県を通じて国に事業計画を出すということになっておりまして、その中で認めて国でこれを対象にしますよと採択されたものが対象事業ということで、補助金、交付金として来るということになりますので、現段階ではまだ補助の対象になる事業が決まっておりませんので、今回の補正に関しましては1億2,000万円の交付金を歳入として見込むのではなくて、とりあえずは財政調整基金を繰入れをして対応して予算編成をしているというところでございます。</p> <p>それから、第2弾が盛り込まれていないのではないかとご質問だと思いますけれども、第2弾につきましては先ほど来答弁の中でも申し上げておりますが、現在検討中でございます。5月25日に議員全員協議会を開いていただくということでございますので、その際にメニューとか内容についてご説明させていただきまして、6月定例会に予算の措置を補正予算を計上していきたいと思っております。</p> <p>それから、学生応援給付金の人数の把握の仕方ということでございますが、町の卒業生に対しまして、学校基本調査で青森県の平均の進学率というのが示されておりますので、把握する方法がなかったものですから、そこから推計をしまして人数を559人ということで見込んでおりますが、その進学率も県全体の平均ということでございまして、実際どのくらいの方が高卒卒業してから進学したのかということは把握できないものですから、多めに600人ぐらいということで予算を計上したものでございます。</p> <p>それから、通知の仕方でございますが、こちらもどの方が大学なり短大なり専門学校なりということで進学されているのかということにつきましては、町では全く把握できているわけではございませんので、こちらについてはホームページに申請書の用紙とか申請の仕方等アップして、そちらから情報を得ていただくということをお願いをするしかないと考えております。</p> <p>この緑色の紙に書いて、学生応援給付金事業ということで町民の方にお知らせをいたしておりますが、それ以来毎日のように電話が何件も何件も問合せの電話が来ておりますので、そう</p>
--	---------	--

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>いう形でもホームページをご覧くださいということで案内をしておりますし、内容等が固まればまた広報、それからホームページでお知らせをしていきたいと思っております。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>平野議員からは、13ページの保育対策総合支援事業費補助金についてご質問がありました。こちらについては町内の13の認定こども園と4つの児童館に対して、新型コロナウイルス感染症対策、感染拡大防止のための消耗品や備品ということで、国から補助を認められているものであります。例えば、マスクとか消毒剤、そのほか非接触式体温計といったものの購入を検討しております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>私からは7ページの事業継続給付金の関係ですが、収入減の対比の仕方ということですが、直近3か月間の売上げ収入が前年同月比と減少しているということで、前年分につきましては申告等での資料で明らかになるかと思いますが、直近3か月というのは申請月を含みまして前2か月を入っての直近3か月ということで、申請月は日数が端数になるかと思うので、収入見込みを締めた日数のところで割り返して、その月分の日数を掛けていただいて見込額を出してもらおうという形で、当月分は考えておきまして、直近2か月は実績の帳簿等の金額で比較しようということを考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>さっきの私質問したので1億2,000万円については第2弾の事業で提示しますよとなっているのでありますけれども、先般の全員協議会でも要望が出てあった大学生の部分について</p>

	<p>は、実態把握というのはできないというのはどういう形でできないのか。町長が言う全ては子供が大事だという公約に掲げているんだけど、もう大学生は子供じゃないという解釈なのか。町の捉え方からすれば少なくともそこまでは把握する所管とか課があって、実態把握しておくべきではないか。いろんな意味で将来的に町にどういう形で関わるかという人材を把握できていないというのも、ちょっと私はいかがなものかなという気がするんですけども、やはり今の説明ですと県の平均進学率掛けて出した人数だということですけども、例えば年齢が限られているわけですね。18歳以上、大学院まで行ったら24歳ですか。留年したって26歳、この年齢層の若い、調査して見れば大体分かるんでないかと思うんですけども、まるきりせっかくこういう制度つくって町独自の支援策ということですから、やはり受けるほうもありがたいとか、町、自分たちをいろんな意味で支援しているんだというものが伝わらなければ、私は効果ないと思いますよ。</p> <p>それと前から言っていますように、第2弾ではぜひ給付金、倍額にして、今聞いてみると下宿代5万円食費、最低でも5万円、バイトができない、大変だというのは親の仕送りもありますけれども、そういうものもありますからぜひ大学がまだ6月からですか、この前会って聞いたら始まるとかいう学校もあります。そうすると、最低でもこの2か月間、下宿代、アパート代だけでも10万円にして支援してやって、後でその町にいろんな意味での効果をもたらすという期待を込めて、町長の思いを詰めて対応していただくようお願いしたいと思います。</p> <p>それから、次に県の経済対策事業とかそういうもの、第2弾で盛り込まれるようですから、それにはひとつ期待をしたいと思えますけれども、事業者、商工業者、この部分については非常においらせ町の人で町外でやって、すぐコロナになって大変だってあります、開店して。何か月もやらないでコロナで自粛させられた。自分もどうしようもないということがあります。やはりいろんな意味で町がこう支援するんだけど、この金額ですと立ち行かないというものもありますし、また貸付けとかそういう制度がいっぱいあるわけですけども、借りれば返さねばならないですよ。また返すにいろんな事業の継続が逆に難</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>檀山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>しくなってくるというのがあります。いろんな意味で、これからの町独自の、町長が今回この際、その財源的に気にしないで町民支援するという思いがありますので、上積みをして何とか救済をして第2次、第3次の発生も防げるような対応をしていただきたいと思います。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>まず、一番最初に1億2,000万円については第2弾のときに予算計上するのかということでございましたが、第2弾についてはとりあえず6月補正の段階で事業費は予算計上しようと思っていますけれども、歳入の1億2,000万円についてはその時点で国の採択等のスケジュールがうまく合うかどうかということもございますので、1億2,000万円についてはもうほぼ来るお金でございますので、ちょうどいいしかるべきタイミングのときに歳入の予算として計上させていただきたいと思います。</p> <p>その間は、その1億2,000万円の代わりに財政調整基金の繰入れで調整をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、学生の実態把握をできない理由はということでお問合せがございましたけれども、高校を卒業した後の子供の進学先、進路といいますのは、やはり県立高校でもございます。高校では把握していると思いますので、県では集約をされているかと思っておりますけれども、町は義務教育までということでもございますので、そのどこの子供がどこの大学に進学したのかとかあるいはどこに行ったのかという把握は、なかなか難しいと認識をしております。</p> <p>それから、給付金あるいは事業者にもということだったように思いますが、金額を増額してほしいということに関しましては、まず第1弾でこの金額で提示をさせていただいて、事業をスタートしたいと思っておりますし、あとは困窮した学生に対する支援につきましては、今国のほうで今回の国会の中で成立するのかなと情報が出ておりますけれども、困窮している学生には1人当たり10万円の支給、あるいはさらに苦しい方には</p>
-----------	--	---

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>20万円を支給するという国の制度も出てくるようでございますので、それとの兼ね合い等もあると思いますので、そこら辺を見ながら検討なりをしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>情報提供としてお話ししますが、うちのほう、飲食店等々に20万円という金額を第1弾で打ち出しました。実は国の持続化給付金に関しましては法人が200万円、個人が100万円、そしてさらには県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金、4月29日から5月6日まで休業したところに関しては、法人が30万円、個人が20万円と、それに合わせて町が20万円ということですから、相当な金額が申請すれば個人事業主等に入っているのです、そんなに見劣りする額ではないと、町として、ですから、横並びの20万円という金額を今現在定めているという状況であります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>答弁漏れないですか。平野議員はいいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。馬場議員。(「1回やった」の声あり)</p> <p>それでは休憩をします。</p> <p>ここで、時間もあれですから、15分間、3時まで休憩いたします。その間に趣旨、どういう話であるか趣旨をまとめていただきたいと思っております。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>(休憩 午後 2時47分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 3時00分)</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般及び給与費明細書の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 檜山副議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第34号について採決いたします。 本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 檜山副議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	檜山副議長	次に、日程第16、議案第35号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (澤頭則光君)	それでは、議案第35号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。 議案書の59ページから61ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書1ページから4ページになります。 本案は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ60万を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,254万6,000円とするものであります。 内容につきましては、議案第33号で説明した内容に対応し、補正したものになります。その内容について説明しますと、歳出であります。新型コロナウイルス感染症に関する緊急の対応策として支給する傷病手当金を新たに追加するものであります。 対して、歳入であります。県支出金の特別調整交付金を支出額に対応し増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	檜山副議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。

当局の説明	(議員席) 檜山副議長	<p>質疑は、事項別明細書により行います。特別会計補正予算に関する説明書 3 ページから 4 ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 35 号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 檜山副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
	檜山副議長	<p>日程第 17、行政報告の申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>初めに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波浸水想定について当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	<p>それでは、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波浸水想定についてご説明申し上げます。</p> <p>資料ナンバー 1 をご用意ください。行政報告資料ナンバー 1 であります。</p> <p>1、背景、経過であります。</p> <p>町では、地域防災計画を策定し、将来予想される最大クラスの津波を想定し、対策に取り組んでいるところでありますが、その想定津波や青森県が平成 24 年 10 月に公表した太平洋側独自断層モデルによる下北、八戸沿岸の一部における津波浸水想定であり、これを基に地域防災計画、津波避難計画、防災安全マップを作成しております。</p> <p>一方、国の動きであります、平成 18 年 3 月に日本海溝・</p>

	<p>千島海溝周辺、海溝型地震防災対策推進協議計画を策定し、対策に取り組む中、東日本大震災を踏まえ平成23年9月に内閣府の中央防災会議専門調査会報告にてあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震と津波の検討、最大クラス津波に対する避難等対策の必要性が提言され、平成27年2月に日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル検討会を設置、最大クラスの地震と津波に関する検討に着手しました。</p> <p>この検討結果が、議員もご承知のことと思いますが、新聞記事で取り上げられた本年4月21日公表の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの概要報告であります。今回、国からの公表内容についてこれまでの町の想定と対策に影響が出てくる可能性がありますので、概要等について報告するものであります。</p> <p>2、青森県対象の巨大地震モデルの概要であります。</p> <p>今回の国検討会では、大きな津波を発生させる地震領域として日本海溝モデルと千島海溝モデル、この2つを設定しておりますが、検討した結果青森県以南の全ての地点において、日本海溝モデルによる津波高の想定が千島海溝モデルを上回ったため、青森県以南の県では日本海溝モデルを提供しております。</p> <p>①から⑤はそのモデルの概要であり、海溝モデル対象地域、津波レベル、想定地震規模、震度分布など記載のとおりであります。なお、参考用に国検討会公表資料である日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討参考図表を添付しております。後ほどご覧ください。説明は省略いたします。</p> <p>資料の裏面をご覧ください。</p> <p>3、国県の今後の予定であります。まず、国の関係です。中央防災会議、防災対策実行会議の下に位置する検討ワーキンググループで具体的な防災対策について検討を行い、その結果を踏まえ詳細分析、整理を行い、検討会で報告書をまとめることとなります。</p> <p>次に県の関係であります。国の検討結果を基に、県において津波浸水想定図の見直し作業を行います。県では津波対策検討委員会を開催し、見直した津波浸水想定図を公表します。この作業が今年度末までかかる見込みであります。その後、津波災害警戒区域を設定していく予定とのことあります。</p>
--	--

	<p>4、町の津波想定と影響であります。</p> <p>まず津波の想定です。最大クラスの津波について現在町の想定は平成24年青森県公表の想定を前提としております。津波到達時間、最大波津波高、津波浸水域についてそれぞれ県想定内容と今回の国の検討結果を比較する形で載せております。</p> <p>現在の想定では第1波が最大波の予想で津波到達時間は51分、深沢地区沿岸の津波高が最大の予想で21.1メートルであります。これに対し、国の想定では第1波の津波到達時間が38分、最大波の津波到達時間が173分。二川目地区沿岸の津波高が最大の予想ですが17.6メートルとなっております。</p> <p>次に、考えられる影響であります。先ほど申しましたように、第1波と最大波の津波到達時間、津波の高さが異なることから、町で策定しております津波避難計画の想定内容、制定条件に相違が生じてまいります。具体的に3点ほど挙げております。</p> <p>①として避難可能時間について現在49分を想定しておりますが、第1波の到達時間が早まっておりますので、短く設定する必要があります。</p> <p>②として避難可能距離であります。徒歩避難を前提に、1分間で30メートル歩く計画で49分間分、1,470メートルの距離を想定しておりますが、避難可能時間が短くなることからこちらの距離も必然的に短くなります。つまりは、避難可能な範囲の想定が変わってくることになります。</p> <p>そして③として避難目標地点、避難行動を開始する際の目標地点であります。浸水区域の変更に伴ってこの地点も変更となる可能性があります。参考用に現在の避難目標地点の位置図を資料4で添付しております。これら①から③が変更となることにより、避難場所や避難方法が変わってくる可能性があります。</p> <p>最後、5番目、町の今後の予定であります。先ほど、3で県の予定を説明しましたが、国検討会の公表結果を基に、すぐ町として動きが出てくるものではなく、まずは県における津波浸水想定図の見直し作業を待つこととなります。県の作業が今年度末までかかる予定でありますので、県の公表を受けて町の作業に着手することになり、令和3年度以降に津波避難計画、地</p>
--	---

質疑	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>域防災計画、防災安全マップの見直し作業を行うことになりま す。 以上で説明を終わります。  説明が終わりました。 この際質疑を受けます。質疑ございませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。「質問ある よ」の声あり) あり。平野議員。</p>
	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>この計画ですと、県の計画が終了した時点から町が対応して いくという予定になっておりますけれども、平成3年から4年 にかけて町の津波避難計画、地域防災計画、町防災安全マップ の見直しをするということですが、災害はこういう計画 を待っているわけじゃないので、独自の調査というのにも必要じ ゃないかと私は思いますけれども、対応の仕方がちょっと各、 私らの深沢、一川目、二川目でしたか、それから川口、明神下、 海岸線は今現在非常に陸地が向こうのほうに、太平洋側、海の方 方に沈んでいます。現在で私が記憶している目標物で比較しま すと、10メートルは沈んでいるなという思いがあります。  というのは、二川目の二の川のところにブロックを積んであ ったんですけれども、そのブロックが今現在波がそこまで常時 来ていると、それから甲洋小学校の土地改良区の排水のところ に、改良区で作った波よけみたいところがあるんですけれど も、そのところも作った当時は波打ち際まで少なくとも5メ ートル以上あったんですけれども、そこを……で横切ったん ですけれども、今現在そこでも波が来ているという状況です。  日本海側が隆起して太平洋側が沈んでいっているんだという ことを聞いておりますけれども、そういう中でいきますと資料 の中で参考図表等がありますけれども、これが非常に小さくて 実態が把握できないんでないかという、もっと大きい図表にし てなるほどということを示していただきたいというのがあります。 特に、おいらせ町の津波浸水想定図、これらについては非常 に地域的に分かりにくい部分がありますので、これらをもっ と拡大した形で資料配付していただきたいということと、それ</p>

	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>に伴って今の最大波の場合私は二川目2丁目、3丁目、二の川周辺、この部分については移転を将来に向けて検討していくべきだということ、それから川口地区、これらについても移転をしたいという希望の声があります。災害に向けて、そういうものも含めてぜひ計画策定をしておいただけじゃなくて、将来の町民の声を酌んだ形での対策を立ててほしいと、というようなことで私考えておりますけれども、将来的な部分見通しがまだ県がつくらなければということですが、ただ想定震源規模設定がマグニチュード9.1ということですから、これがこの4年、3年までとなっていればいいんですけども、もしあった場合は大変な被害が出てくるんじゃないかという思いがあります。計画早めるとか、そういうのは無理だということであれば、町の対応だけでも心積もりしておく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、今回国で出した検討結果は、北海道から千葉まで対象としたものでやはり結構粗い精度になってございます。別紙の資料2と資料3を比べていただきたいんですが、資料2は平成24年に県で想定したものです。資料3は今回国で示したものです。国ではまだ粗いものですから、これを基に県で改めて津波検討委員会を開いて、さらに精度の高いものをお示しするということですので、当町でいろんな想定する際には精度が高いものを基にやっていきたいと思っていますので、その辺はご理解をと思っております。</p> <p>確かに、災害はいつやってくるか分からないという部分もありますが、根拠となるものをきちんと精度が高いものを基に、いろんな計画を対応、つくっていきたいと考えてございましたので、県でより詳細なものの公表を待って動くという形になります。</p> <p>ただ、県で今年度末までという話ですが、前倒しで早く終わりますと、当町の動きもそれに合わせて早く取ろうと思っておりますし、県の結果を公表する前も何度かやりとりの期間はあ</p>
--	---	---

<p>質疑</p>	<p>楢山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ると思いますので、その中でスケジュール感をきちんと把握して対応していきたいと思っております。</p> <p>それから、先ほど二川目地区、川口地区の移転の話もありました。今後この津波のいろんな避難計画等の見直しが出てきますと、当然地域の方々とも意見交換する場も必要になってくると思いますので、その移転の話なども含めながらいろいろと意見交換してその辺の整理もしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>平野議員。</p> <p>今のコロナに絡んでこういう災害が発生した場合、避難所を集会施設だと私は対応できないと思いますよ。三密がもう1か所だとできないわけですから、そういうものを想定したときに私は甲洋小学校の部分は最終的に甲洋小学校に避難するようになっていきますけれども、地域の集会施設だと私はとてもじゃないけれども、収容し切れないし高齢者の対応、いろんな部分では無理だと。甲洋小学校の場合は、体育館とかそうじゃなくて三密を避けるためには学校全体を避難所として活用するような方法を検討しておかなければ、私はなくなってくるんじゃないかなと。活字、図面、それだけでは私は万全の体制を取れないと思いますよ。ぜひ、今のコロナの教訓にして、避難所対策等についても万全を期した形で計画をつくっていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>楢山副議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先般の議員全員協議会の際も、コロナ対策の最中に災害等あったらどうするんだというご意見も出ました。複合災害ということも念頭に置きながらいろいろ内部で精査、整理しているところですので、今言ったお話も参考にしながら対応していきたいと思います。</p> <p>できる限り、やることには限界がありますので、想定されるものをいろいろ考えながらできる限りの中で対応していきたい</p>

<p>質疑</p>	<p>楢山副議長  10番 (吉村敏文君)</p>	<p>と思います。  以上です。  ほかに質疑ございませんか。吉村議員。  今、平野議員が言ったように、甲洋学区については避難所等平野議員が言ったように、本当に心配されるわけですが、これからいろんな計画を立てていくわけですが、こういう形で一応ハザードマップ、詳しいことはできてくると思うんですが、将来的には移転も絡んできます、必ず。今、町でも計画的には進めていると思うんですが、土地の見直し、都市計画の見直し、これも含めていくと、今現在進めている土地の見直しのものは、都市計画の見直しの、これもこういうハザードマップ的なものが示された以上は変更していかなくちゃならないと、私は思います。これを計画を立てるときはそれも含めて、土地の見直しも含めてやっていかないと、両方立ての実のある計画にならないと思うんですが、その辺のところも考慮して計画をつくってってもらいたいと思うんですが、その辺のところの考え方はどうでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>楢山副議長  地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>地域整備課長。  ただいまの都市計画の見直しの件が出てきております。議員おっしゃるお気持ちは非常によく分かりますし、言っている内容もごもつともだだと思います。  ただ、今現在進めている中では、とりあえず来年度4月を目標に今現在進めている最中でございます。ですから、そのような形の部分、移転も含めて新たな都市計画の区域の見直しということになると、非常に現段階では難しいところがございます。その部分をご理解していただきたいと思います。  できることでしたら、今進めておりますので、その中の上で一度区域等に関して見れば指定した上で、その上で町の区域とまたは移転等の様々な移転するための施策等が出てきた段階で、都市計画の新たな見直しが必要になるのであれば、その段階で議論させていただければよろしいのかなと思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>楢山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>す。</p> <p>以上になります。</p> <p>吉村議員。</p> <p>今のことはもう前々から何回も言ってきたので分かっているんです。私、言っているのは今こういう形で出てきたので次にこれを出てきた機会にやはりそういうことを含めていかないと、新しい資料的なものは出てきたわけですから、そうすると県でもやっていくためにはこういうのも必要だなというものの捉え方もできるのじゃないかなという思いで、今言っているわけなんですよ。</p> <p>ということは、どうしても甲洋学区、海に近いほうに住んでいる私とすれば、周りの方もそうなんですけれども、例えば平野さんの家も私の家も駄目なんです。屋根までかぶってしまうんです、これ。だから、例えば次の世代のときに家を建てたときはここに建てられないんです。どこかに移らなきゃならない。これは喫緊の問題なんですよ。</p> <p>今こう言っていると、これから……それは行政的な事務的な手続はそうでしょうけれども、現在住んでいる人たちはもう明日あさってなんです。もしかすれば、津波来るかもしれないわけですよ。3.11の東日本大震災を経験しているわけですから、当然、何回も言うけれども平野さんのところも来ているし、うちの家の前まで津波が来ているわけです。それが二川目、甲洋学区の人は皆経験しているんです。確かに、そういう手続論は分かっています。だけど、現実とすればそれが喫緊の問題なんですよということを言っているわけなんです。だから、そういう機会があったときにもそういうものを含めて計画進めていってもらいたいという思いでいるんですよ。</p> <p>あなたたちは見ていないでしょう。平野さんも私も、実際は津波が来ているのを見ているんだから、現実、自分、この目で。だから今はこういうふうにしてやる、これは分かっています。だけど、体験者とすればそんなのは今この計画のときに一緒にやってもらいたいと思うのが、私は本当だと思いますよ。それを今課長が答弁したように、事務手続はそうでしょう。それは</p>
-----------	-------------------------------------	---

	<p>分かります。何回も今までやってきましたから。だけど、実際のここに住んでいる方の喫緊の課題はこれなんですよ。岩崎さんのところの養豚場の豚も流されているのっている。自分の小屋も壊されているのっている。家の前まで津波が来ている。ということは、またこれをそれ以上大きい来るわけだから。そしたら、そこに建っている、今住んでいる人は同じところに家建てられないわけですよ。上に上がりたい。農振法が絡んでいないですか。行かせてもらえないんだもん、行きたくても。事務的な手続はいいんだけど、実際のところそうなんだよ。わあ、ここ家建てたい。建て替えたい。次の世代に津波が来るところに家建てさせられますか。いやいや、上に上がりたい、津波の来ない安全なところに建てたいと思うのが当たり前じゃないですか。これじゃ駄目だったらまたそこ、ほかに行けとなるから、人口減になるんですよ。そしたらまた高齢者だけ住むところになっていくでしょう。若い人たちはほとんど出ていっちゃうんだから。だから、言っちゃ悪いけれども、北部のほうに二川目から上がった人、何人もいますよ。そういうのを見てきているから、平野議員も私もこのことに関してはやはり一生懸命ならざるを得ない。目の前で見ているから。おたくさんたち見てないでしょう。よく議員さんから言われますけれども、こちらは、沿岸のほうは見ているわけだから。こちらさんの人は実際見ていないわけだ。終わった後見ているだけだから。私たちは来ているのっているわけだから。だから、私たちが言うのはそこなんですよ。本当に町民の、その人たちのための立場に立って物を考えて進めてもらいたい、事務手続は重々分かります。</p> <p>だからそれとしても、県といろいろやるときにはそういうところを踏まえて理解して交渉して、そういう実のある、本当に甲洋学区の人とすれば実のある計画をつくってもらいたいなと、移転も含めてですよ。そういうことをやはり私は強く思うわけです。それが本当に自分たちのこと、目の当たるところの町政じゃないかなと思うから、私は言っているわけで。だから、私の思いが、吉村さんしゃべるのはお前、勝手にそう思っているんだろうというのであれば、それでもいいですよ。でも、実際のところは違うからね。その辺のところを踏まえてもう一度</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>楢山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>私も3. 1 1のとき、この場所に住んでいたものですから、よく津波の現場そのものは事後的に見たことで、しかしながらひどさは分かっているつもりです。今、そういうことで大変だということで、県でも見直しということで国の指針に従って見直ししているんですけども、また都市計画も今見直しに入って、先ほど課長が言ったように、来年4月をめどに見直し、線引きし直しはしたいと思っていますけれども、ただ集落の移転とかそういうことになると、人の財産を勝手にここ危ないから移ってくれ、町で全額補償、国で全額補償するんであれば簡単でしょうけれども、そこまでいかない、お願いしかできないと思うんですよね。今度家建てる時は津波が来ないほうに何とかお願いしますという部分になると思いますので、図面とか地図を見るとおり、このあたりも浸水区域でしょう。</p> <p>しからは、どうすればいいかということ、二川目だけでなく高さは違うとしても水害は恐らく、見ますと鉄道から東側ほとんど川沿いはかぶるような状態ですから、そういうことも含めて見直しするときには検討の課題には乗りますけれども、そしてまた町内で説明には回ると思うんですけども、そこを皆さん了解してくれて、素直に協力してくれればいい。もしそうなった場合は、逆に地域出身の議員の方々にも、ここ危ない、だから、おい、みんなで移転するよ、次から家を建てる時は高いほうに移ろうというように、先ほど吉村議員が言った農地法の関係でなかなか家建てられないでしょうという話もありますので、そういうことも含めてこれから見直しに向かって進めたいと思っはいるので、意見があつたらまだまだ述べてくださればいいし、今担当課長たちも恐らく耳にきつく受け止めたと思うので、私もそういう思いは強く感じています。ただ、どうしても私の思いとすれば私見、個人の権利に絡むとかどうしても行政といえども口を挟めない、全部補償するんであればということになるかと思うので、そういうことも含めてもう少し検討課題あるいは時間がかかるのではないのかなという気がして</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長  10番 (吉村敏文君)</p>	<p>おります。しかしながら、危ないところから離れようという原則は、基本原則は変わらないと思うので、そういうことでご理解くださればと思います。</p> <p>吉村議員。</p> <p>今、町長さんが言っているのは本当によく分かります。私が言っているのは、そうなれば一番いいんですけども、例えば私のところがこの地域に入っている。個人でそこへ行きたいんだ、補助も何も要らないと、俺が建てたいんだからそこに行って建てたい。それぐらいは認めてもいいんじゃないかなという思いなんです。別に補償が欲しいとかなんとかじゃなくて、家が建て替えたい、そののところにいきたいんだと。それさえも認めないわけですよ。それ、3.11のときに、私は当時の防災課長にも言いました。ここがなっていると。じゃあ、このやつは息子たちの家、上に建てたい。行かしてくれないのか。それはそれで別だから、マップはマップだ、これはこれで別だという話なんだ。それだとあまりにもあれじゃないの。要は、個人の意思で行きたいと思ったところには許可してくれたらいいんじゃないですかと最低限、私はそう思っているんですよ。それさえも認めてないというのはおかしくないですかという話。別に補助金が欲しいとか、集団で移転するというんじゃないで、私が行きたい、平野さん、上へ上がりたい。俺はそこに建てたいと言ったときには農振法がかかっているかもしれない。でも、そこは最大限でその事情を理解して、その部分だけ認めてあげようかなというものがあってもよろしいのじゃないですかと。こういう防災マップが出てきたときはですよ。補助金も何も要らないんだ、俺は行きたいから俺は俺で行きたいから、それは許可してくれてもいいんじゃないかなと、私は本当に甲洋学区、沿岸沿いに住んでいる者とすれば、ほとんどそう思っている人が多いと思いますよ。その辺はどうでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長  地域整備課長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>多分、今吉村議員及び平野議員のその地域のことで、それを</p>

	<p>(泉山裕一君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>前提でお話ししたいと思います。吉村議員おっしゃるとおり、今の現制度では農振法及び都市計画法、もし高台へ移転して、もう少し農地側に入りたいというものに関しては、許可できるような状況になっていないのが今の制度設計で、多分それご存じの上で質問しているかと思っています。</p> <p>今の場合ですと、全体的な都市計画の見直しと別に、今度は開発とか農地転用の部分でどう、個々の部分の対応にどのようになれるのか。それが津波避難の移転が許可要件の対象になるのかどうなのかというのが、論点になってくるかと思っています。今まで、私経験した中では、非常にハードルが高い話なのかなという気はしてお伺いしておりましたけれども、何事も開発の部分というのはやはり県との絡み、農業サイドに関してみれば県の構造政策との協議等が必要になってきますので、簡単には多分結論は出ないと思いますけれども、個々の許可要件として今後県とかを絡めて相談するのは存分にできるのかなと思っています。非常に簡単に許可下ろすよという関係ではないのかと思いますけれども、少しそのような形で調べていって、何とか町の開発あたりで要件として乗れるところまで、時間はかなりかかるかもしれませんが、いければ非常にいいのかなという感じで今聞いておりましたので、今すぐできる、できないというお話ではございません、要件的には。少し長い時間になるかもしれませんが、そのような形で少しずつ県とか国の制度の中をうまく活用しながら、建てられる方向に向かっていければよいのかなと、今思っております。結果が出ないような答弁になりまして申し訳ございませんけれども、以上になります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め本件に関する質疑を終わります。</p> <p>次に、おいらせ町地域防災計画の修正について当局の説明を求めます。</p> <p>その前に、ちょっと会議時間を延長しますので、よろしくお願います。</p>
--	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お待たせしました。</p> <p>それでは、おいらせ町地域防災計画の修正についてご説明申し上げます。</p> <p>資料ナンバー2をご用意ください。</p> <p>このたび、本年4月1日付で町の地域防災計画を修正いたしましたので、概要を報告するものであります。</p> <p>まず、1番目、地域防災計画の性格であります。</p> <p>町地域防災計画は、災害対策基本法に基づく町の防災に関する基本計画であり、作成、修正に当たっては法令等により防災関係機関の代表者等で構成する防災会議が行うこととされております。また、国や県等の防災計画等も整合性を取るようになっております。</p> <p>次に2つ目、地域防災計画の構成であります。</p> <p>大きくは第1編風水害関係、第2編地震津波関係に分かれており、それぞれの編の中に予防や発生時の対応、対策等の計画が盛り込まれております。</p> <p>主なものとして、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧対策計画など記載されているとおりであります。また、第1編、第2編の本編のほか資料編もあり、ページ数は全編で592ページになっております。</p> <p>次に3、計画修正等の経緯であります。</p> <p>初版は平成20年3月であり、旧町の計画を統合し策定いたしました。その後、国防災基本計画、県地域防災計画の修正、災害対策基本法や国ガイドラインの改正のほか、町の防災施設整備等に応じて追加するなど、3回の修正を行ってきており、経過年月は表に記載のとおりであります。</p> <p>裏面2ページをお願いいたします。</p> <p>4、今回の計画修正の主な内容であります。大きくは4点ほどあります。</p> <p>まず、1つ目①、奥入瀬川洪水浸水最大想定に基づく見直しであり、平成31年1月23日に県が最大規模の降雨想定により、奥入瀬川洪水浸水想定区域図を公表いたしました。参考用に、資料1、A3見開きになりますが、図面を添付してござい</p>
--------------	------------------------------	---

	<p>す。想定であります、12時間の総雨量303ミリ、確率としては1000年に1度程度の最大規模であり、洪水により奥入瀬川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーション予測し、想定水深に応じて色分けしております。</p> <p>本資料に戻っていただきまして、このことにより奥入瀬川洪水災害時の避難すべき区域、浸水50センチを超える場合がありますが、その対象となる単位行政区について行政区全域となるものが17か所、一部該当が16か所となりました。その部分を対象を追加修正しております。</p> <p>また、洪水時の避難場所も浸水区域以外に7か所追加いたしました。このほか、災害時に配慮が必要となる方が利用している施設、社会福祉施設、学校医療施設等が浸水想定区域内に立地する場合、要配慮者利用施設として指定し、その施設管理者が避難確保計画を策定することになりますが、その施設を22か所指定いたしました。</p> <p>続いて、②十和田火山災害警戒地域指定に基づく見直しであります。先ほどは洪水でありましたが、こちらは今度火山になります。もともと、十和田火山周辺自治体3市町が活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されておりましたが、融雪型火山泥流の影響、要は雪解けのときに噴火するとその火山灰と一緒に泥流が流れてくるというものですが、その影響を踏まえた結果、令和元年6月3日付でおいらせ町を含む29市町村が追加指定されたため、町地域防災計画の中に火山災害対策の項目として予防対策や応急対策に関する内容を追加したものであります。</p> <p>次に、③町機構改革に伴う防災組織の見直しであります。本年4月1日付の機構改革により、課の組織について保健こども課と町民課の改変がありましたので、計画の防災組織の名称を変更したものであります。</p> <p>④国県のガイドライン、手引の改定に伴う内容の反映であります。県で作成している市町村地域防災計画修正の手引が令和元年6月に改訂されましたので、その内容を反映、修正したものであります。</p> <p>以上が主な修正内容であります、計画の修正手続です。法令の規定に基づき、本年2月21日、町防災計画を防災会議を</p>
--	---

		<p>開催、修正案を審議いたしました。その後、3月20日付承認を経て4月1日付で修正となりました。</p> <p>最後になります。5番目、今後の計画修正の予定です。今年度の上半期になりますが、県から明神川に係る洪水浸水想定最大想定が公表されることとなります。今度、この想定に基づく見直し作業に着手することとなります。今年度1年かけて来年4月修正完了予定です。また、その後においても計画見直しの作業が続きます。先ほど、行政報告の1件目でご説明しました。津波の部分ですね。日本海溝巨大地震による津波の部分を反映したものを、県から津波浸水想定が公表されますので、それが公表され次第、こちらの内容についても反映させるため、町での計画見直し作業を行うこととなります。こちらは、一応令和5年度以降の修正完了を目標としてございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p> <p>ここで、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時44分)</p> <p>休憩を解き会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時45分)</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、総務文教及び産業民生の各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。</p> <p>追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	

		<p>総務文教常任委員長、産業民生常任委員長及び議会運営委員長から、所定の事務の調査について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
日程終了	<p>(議員席)</p> <p>榎山副議長</p> <p>榎山副議長</p>	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p>
町長挨拶	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和2年第1回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位にはご多用のところご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について議決賜りまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>既に専決処分している全町民に支給される特別定額給付金、そして本日議決いただいた町内の飲食店を初めとした事業所に対する各種支援金など、経済的に支援を速やかに行うという使命の下、迅速に対応してまいります。また、昨日青森県を含む39県では緊急事態宣言が解除されましたが、いまだ予断を許さない状況の中で、先を見通せない不安感が増しております。</p> <p>町としても、町民の健康と安全を第一とした感染予防対策に努めるとともに、一方では疲弊した地域経済を打破すべく種々の対策に取り組んでまいります。</p> <p>議員各位におかれましても、新たな事業メニューをご提案いただきました、あるいは指摘してくださいましたことを厚くお礼申し上げます。そしてまた、現在実施している支援事業にお</p>



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 2 年 7 月 3 日

議 長 ..... 西 館 秀 雄 .....

副 議 長 ..... 榎 山 忠 .....

署名議員 ..... 馬 場 正 治 .....

署名議員 ..... 澤 上 訓 .....